

TOP

送達の嘱託

概説

フローチャート

国の一覧表

カリフォルニア州
管轄総領事検索

記載例

証拠調べの嘱託

概説

国の一覧表

記載例

送達の受託

概説

国の一覧表

記載例

証拠調べの受託

概説

国の一覧表

記載例

外交特権等

概説

照会手続

記載例

Q&A

事件数

略語表

更新状況

民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル

お知らせ

※ 事務処理に当たっては、本マニュアルのほか、平成25年3月付け民事裁判資料第252号「国際民事事件手続ハンドブック」により、条約等の内容をよくご確認ください。

※ 大使館、領事館又は外交官の個人住所等が送達場所となる事件については、外交特権等の概説等の内容をよくご確認ください。

平成27年10月13日

送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更しました。受送達者の住所などについては、要請書等添付の涉外民事係作成のメモ書きに記載しましたので、参考にしてください。

送達の嘱託、証拠調べの嘱託、送達の受託、証拠調べの受託及び外交特権等の概説等並びにQ&Aを改訂しました。

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Q&Aの「Ⅲ. 作成す

お知らせ

- ※ 事務処理に当たっては、本マニュアルのほか、平成25年3月付け民事裁判資料第252号「国際民事事件手続ハンドブック」により、条約等の内容をよくご確認ください。
- ※ 大使館、領事館又は外交官の個人住所等が送達場所となる事件については、外交特権等の概説等の内容をよくご確認ください。

平成27年10月13日 送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更しました。受送達者の住所などについては、要請書等添付の涉外民事係作成のメモ書きに記載しましたので、参考にしてください。

送達の嘱託、証拠調べの嘱託、送達の受託、証拠調べの受託及び外交特権等の概説等並びにQ&Aを改訂しました。

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

カンボジア王国について、Cルートの「Ⅰ ルートの種類及び根拠」欄を改訂しました。

ノルウェー王国について、「Ⅵ中央当局」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、Cルートの「Ⅳ費用」欄を改訂しました。

平成27年4月3日 送達の嘱託の概説部分のうち(7)郵便による直送を改訂しました。

平成27年3月11日 ルワンダ共和国が新規に掲載されました。

次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

キプロス共和国について、Bルートの「Ⅳ費用」欄を改訂しました。

モンゴル国について、Cルートの「Ⅴ期間」欄を改訂しました。

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別

表欄外に明記しました。

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであることを明記しました。

在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の囑託」の「記載例」中、Ⅵ－3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。

事件数を訂正及び更新しました。

平成26年8月7日

パラオ共和国が新規に掲載されました。

次に掲げる国の中央当局に一部変更がありましたので注意してください。

アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、スイス連邦、スウェーデン王国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ

ギリシャ共和国について、Bルートの「Ⅳ費用」欄を改訂しました。

インドネシア共和国について、外国人に対する領事送達が可能か疑義が生じ、現在外務省に照会中です。外国人に対して領事送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に相談してください。

平成26年2月28日

ブラジル連邦共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

事件数を更新しました。

平成25年8月22日

インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂しました。

オーストラリア連邦について、Bルートの「Ⅳ費用」欄を改訂しました。

カナダについて、「Ⅶ中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂しました。

ギリシャ共和国について、「Ⅵ中央当局」欄を改訂しました。

平成25年6月7日

パナマ共和国について、Cルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂しました。

事件数を更新しました。

平成25年3月12日

アルメニア共和国及びモルドバ共和国が送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の囑託手続)を改訂しました。

平成25年2月4日	アラブ首長国連邦に対する送達嘱託手続において、添付する訳文の言語を英語からアラビア語に改訂しました。 スロベニア共和国について、外国人に対する領事送達が不可能になったことに伴い、Aルート及びBルートを改訂しました。
平成25年1月7日	ポートランド(アメリカ合衆国)及びハンブルク(ドイツ連邦共和国)の各総領事館が廃止され、ポートランドの管轄区域については在シアトル日本国総領事に、ハンブルクの管轄区域については在ドイツ日本国大使にそれぞれ引き継がれることになりましたので、それに伴い、大使、総領事の管轄区域等を一部改訂しました。
平成24年10月29日	ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国が送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。 カナダについて、大使、総領事の管轄区域及び中央当局の所在地を改訂しました。また、中央当局送達の費用が現在50カナダドルであることを明記しました。 インド及びラトビア共和国について、外国人に対する領事送達が無可能になったことに伴い、Aルート及びBルートを改訂しました。 オーストラリア連邦について、中央当局の名称及び所在地を改訂しました。 スロベニア共和国について、領事送達のあて名を改訂しました。 リトアニア共和国について、中央当局の所在地を改訂しました。
平成24年9月19日	モンテネグロが送達条約に加盟したことに伴い、国別表(送達の嘱託手続)を改訂しました。 スイス連邦に対する領事送達のあて名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂しました。
平成24年6月28日	セルビア共和国、マルタ共和国及びモロッコ王国が送達条約に加盟したことに伴い、マルタ共和国については新規に国別表(送達の嘱託手続)を掲載し、セルビア共和国及びモロッコ王国については同表を改訂しました。 ハンガリー、フィジー共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ポリビア多民族国、ミャンマー連邦共和国及びリビアの国名を変更しました。 アルゼンチン共和国、クロアチア共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国の中央当局の名称及び所在地を改訂しました。

アメリカ合衆国、インド及びトルコ共和国の中央当局の所在地を改訂しました。

イスラエル国に対する送達嘱託手続において、添付する訳文の言語に英語を追加しました。

平成24年3月21日

次に掲げる国の期間に変更がありましたので注意してください。

イタリア共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国

英国、ギリシャ共和国、コロンビア共和国、シンガポール共和国、ジンバブエ共和国、スペイン、スリランカ民主社会主義共和国、大韓民国

中華人民共和国（マカオ）、チリ共和国、デンマーク王国、ニュージーランド

パキスタン・イスラム共和国、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国

フランス共和国、ペルー共和国、マーシャル諸島共和国、マレーシア

南アフリカ共和国、メキシコ合衆国、モンゴル国、リヒテンシュタイン公国

ロシア連邦

英国について、中央当局の名称を変更しました。

マーシャル諸島共和国について、領事送達の嘱託書のあて名を変更しました。

メキシコ合衆国への中央当局送達について、要請書、証明書及び文書の要領

（以下、「要請書等」という。）に英語又はフランス語のほか、スペイン語の記載

が必要になりました。最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係で、

要請書等のひな形を用意してありますので、必要な場合はお問い合わせください。

セルビア共和国、ベリーズ、マルタ共和国、モロッコ王国及びモンテネグロが送達

条約に加盟しました。詳細は確認中です。

平成24年3月1日

事件数を更新しました。

平成24年2月20日

インドについて、外国人に対する領事送達が可能か疑義が生じ、

現在外務省に照会中です。外国人に対して領事送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に相談してください。

- 平成24年1月4日 ジャカルタ(インドネシア共和国)、ロンドン(英国)、ポートモレスビー(パプアニューギニア独立国)、マニラ(フィリピン共和国)及びリマ(ペルー共和国)の各総領事館が廃止され、各総領事の管轄区域がそのまま各大使に引き継がれることになりましたので、それに伴い、総領事の管轄区域等を一部改訂しました。
- 平成23年11月25日 インド、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)及びマレーシアの大使・総領事の管轄区域を一部改訂しました。
中華人民共和国(香港)の中央当局の所在地を改訂しました。
- 平成23年8月4日 平成3年4月10日民二第90号民事局長、家庭局長通達が一部改正されたことにともない、ブラジル連邦共和国に送達等をする際の翻訳料等が改定されましたので留意してください(詳細は「送達の嘱託」の「概説」(5)エを参照してください。)。
「送達の嘱託」の「記載例」中、VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。
「スイス連邦」に対する領事送達を行う際の管轄区域の名称について、一部変更しました。
「サンマリノ共和国」に対する中央当局送達を行う際の費用が原則必要となりましたので、同国へ嘱託する際には留意してください。
「ハンガリー共和国」の中央当局の名称及び所在地を変更しました。
- 平成23年7月27日 アメリカ合衆国への中央当局送達の嘱託に関し、同国とPFIとの契約期間は平成27年1月29日までとなりますので、お知らせします。
なお、この間の送達費用について、変更はありません。
- 平成23年6月22日 中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の名称及び所在地につき変更があり、一部改訂しましたので注意してください。
- 平成23年3月7日 平成22年11月16日付けのお知らせにより、同年11月17日からアメリカ合衆国あての453グラム以上の航空便が停止しており、同国に対する中央当局送達を行う場合については最高裁判所の各担当係にお問い合わせいただくようお願いをしていますが、このた

び同航空便が再開されましたのでお知らせします。

- | | |
|-------------|---|
| 平成23年2月14日 | 事件数を更新しました。
また、アメリカ合衆国の一覧表中、大使、総領事の管轄区域のうち、「在ニューオリンズ日本国総領事」とあるのを「在ナッシュビル日本国総領事」と訂正しましたのでお知らせします。 |
| 平成22年12月17日 | オーストラリア連邦が送達条約に加盟したことに伴い、同国に対する送達嘱託手続について改訂しました。詳しくは、同国のページをご確認ください。 |
| 平成22年11月16日 | 2010年11月12日に郵便事業株式会社から出された「米国等あて航空運送する郵便物の一部の引受停止について」
(http://www.post.japanpost.jp/whats_new/2010/1112_02.html)に伴い、11月17日より当分の間、453グラム以上の郵便物の航空便が停止します。アメリカ合衆国に対する中央当局送達を行う場合で送達すべき文書等が453グラム以上となる可能性があるときには、最高裁判所の各担当係へお問い合わせください。 |
| 平成22年11月8日 | オーストラリア連邦が送達条約に加盟しました。詳細を確認中ですので、同国へ嘱託を行う際には、最高裁判所民事局涉外民事係へお問い合わせください。 |
| 平成22年10月7日 | 記載例からダウンロードできる書式を、一太郎からワードに移行しました。 |
| 平成22年6月14日 | リヒテンシュタイン公国が新規に掲載されました。
また、在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込先の銀行名が変更したことに伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。 |
| 平成22年4月9日 | 外国等に対する訴状等及び判決書等を送達する際に添付する翻訳文の正確性を証明する方法の参考例を、M-infoの情報掲示板に掲載しましたので、執務の参考としてください。 |
| 平成22年3月30日 | 中央当局の名称及び所在地につき、32ヶ国について改訂しました。今後とも中央当局送達の嘱託の際は必ず各国のページをご確認ください。 |
| 平成22年3月3日 | 中華人民共和国への領事送達の嘱託に関し、山東省宛の場合の |

嘱託先が変更されましたので注意してください。

詳細は、国の一覧から中華人民共和国(香港, マカオを除く。)を選択してご確認ください。

- | | |
|-------------|---|
| 平成21年11月11日 | 英国及びドイツ連邦共和国の中央当局に関する変更があり、一部改訂しましたので注意してください。
また、アイスランド共和国が民訴条約及び送達条約に、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びマケドニア旧ユーゴスラビアが送達条約に加盟しました。詳細は確認中です。 |
| 平成21年5月28日 | アメリカ合衆国への中央当局送達の嘱託に関し、送達事務を受託した民間企業(PFI)との契約期間が平成20年11月30日までとされていましたが、本契約は更新され、今後6年間有効である旨の報告がありましたのでお知らせします。
アメリカ合衆国への中央当局送達の嘱託については、アメリカ合衆国の中央当局送達に関する脚注(※1)のとおりとなります。
なお、具体的な契約期間については、追ってお知らせします。 |
| 平成21年4月17日 | 次に掲げる国の総領事の管轄区域、期間又は中央当局の表示に変更がありましたので注意してください。
アルジェリア民主人民共和国, イタリア共和国, スウェーデン王国, スリランカ
民主社会主義共和国, チェコ共和国, トルコ共和国, ニュージーランド, フィリピン共和国, フランス共和国, ベネズエラ共和国, マレーシア, ロシア連邦 |
| 平成20年12月24日 | アメリカ合衆国への中央当局送達の嘱託に関し、送達事務を受託した民間企業との契約期間終了後、中央当局送達の送達事務の実施機関等についての確認が取れていません。アメリカ合衆国への中央当局送達の嘱託を検討されている場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係へお問い合わせください。 |
| 平成20年12月3日 | オーストラリア連邦の管轄裁判所送達に関する脚注、中華人民共和国(香港)の中央当局の表示、ネパール連邦民主共和国の国名及び送達に関する脚注に変更がありましたので注意してください。 |
| 平成20年6月12日 | アメリカ合衆国の中央当局送達に関する脚注と大使・総領事の管 |

轄区域, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ラトビア共和国の中央当局の表示に変更がありましたので注意してください。「送達の嘱託」の「記載例」中, VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。

平成20年2月22日

次に掲げる国の大使・総領事の管轄区域, 期間又は中央当局に変更がありましたので注意してください。

アメリカ合衆国, イタリア共和国, インド, 英国, オーストラリア連邦, カナダ, コロ

ンビア共和国, スイス連邦, スペイン, ニカラグア共和国, パナマ共和国, フィリピン

ン共和国, ペルー共和国, ポーランド共和国, ロシア連邦

平成20年1月25日

在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中, VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更しました。

平成20年1月25日

モンテネグロが新規に掲載されました。

平成19年12月5日

モナコ公国が新規に掲載されました。

平成19年11月21日

アラブ首長国連邦への管轄裁判所送達に関し, 添付すべき訳文の言語が変更となる可能性があります。当分の間, 同国への管轄裁判所送達を行う際には, 最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に問い合わせてください。

平成19年10月9日

ドイツ連邦共和国の中央当局に関する変更があり, 一部改訂しましたので注意してください。

平成19年8月28日

クロアチア共和国が送達条約に加盟したことに伴い, クロアチア共和国の送達方法等に変更がありました。

平成19年8月9日

インドが送達条約に加盟したことに伴い, インドの送達方法等に変更がありました。

平成19年7月17日

ジンバブエ共和国, スーダン共和国, セントビンセント及びグレナディーン諸島が新規に掲載されました。

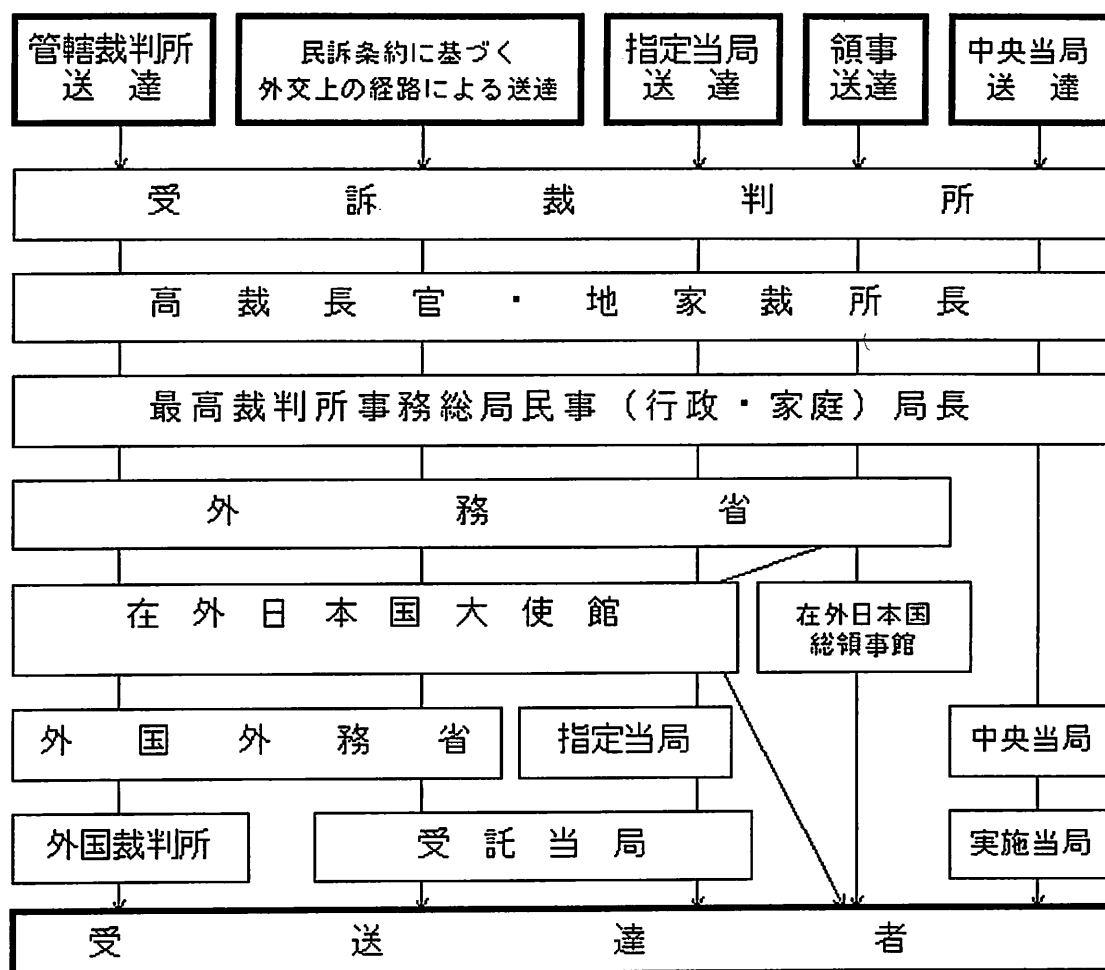
平成19年7月1日

アルバニア共和国が新規に掲載されました。

平成19年6月15日	サーバ作業のため、6月21日は終日、本マニュアルを使用することができません。
平成19年4月4日	サーバ作業のため、4月14日は終日、本マニュアルを使用することができません。
平成19年3月23日	オランダ王国、ギリシャ共和国、メキシコ合衆国、ロシア連邦について中央当局に関する変更がありました。また、アメリカ合衆国のPFIについても、住所が変更になっています。
平成19年3月5日	セルビア・モンテネグロからのモンテネグロの独立及びスイス連邦の中央当局に関する変更があり、一部改訂しましたので注意してください。
平成19年1月22日	民事事件に関する国際司法共助手続マニュアルデータベースが開設されました。カリフォルニア州の管轄総領事検索機能が新たに追加されています。このデータベースに関するお問い合わせは、民事局第二課渉外民事係(内線██████または██████)までお願いします。
平成19年1月22日	本データベースは、すべての画面の印刷が可能となっております。なお、印刷した文字の端が切れてしまう場合には、各自のパソコンのインターネットエクスプローラーの「ファイル」-「ページ設定」で余白を調整してください。
平成19年1月22日	平成18年中に改訂のあった箇所のうち、特に注意を要する改訂箇所は次の2点です。 ☆ 大韓民国の中央当局の名称が、「National Court Administration」に変更されました。 ☆ 英国に送達嘱託する場合は、受送達者の住所に必ずポストコード(スペースを含む7桁)を記載してください。 その他、平成18年中に改訂のあった箇所は、「更新状況」で確認してください。
平成19年1月22日	嘱託したものの、送達結果が届かず公示送達を実施した場合(民訴法110条1項4号)や、取下等により事件が終局した場合には、最高裁判所事務総局民事局等の国際司法共助事務の担当係に連絡してください。
平成19年1月22日	外国から要請を受けた文書の送達を処理する(送達の受託)場

合には、外国において指定された期日等が切迫していることがありますので、送達すべき文書等で当該期日を確認の上、徒過することのないよう注意してください。

送達嘱託手続に関する関係書類の送付経路図



外国に在住する者に対して訴状等の文書を送達（又は送付）する方法としては、次のものがある。

- (1) 領事送達（外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して送達を行うもの）
- (2) 中央当局送達（送達条約に基づき外国の中央当局に対し要請して送達を行うもの）
- (3) 指定当局送達（民訴条約に基づき外国の指定当局に対し要請して送達を行うもの）
- (4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達（外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に要請して送達を行うもの）
- (5) 管轄裁判所送達（外国の裁判所に嘱託して送達を行うもの）
- (6) 公示送達

(7) 郵便による直送

上記(2)、(3)及び(4)については、根拠となる条約の適用上いずれか1つの方法しか選択できないので、国別の嘱託手続では、(1)をAルート、(2)から(4)までをBルート、(5)をCルートとする。

(1) 領事送達

ア 根拠

領事送達を行う根拠としては、次の3種類のものがある。

(7) 領事条約

我が国は、アメリカ合衆国及び英国と領事条約を締結しているが、領事条約では、領事官は、派遣国の裁判所のために、裁判上の文書を送達することができる旨が定められている（日米領事条約17条1項(e)号(i)、日英領事条約25条）。したがって、アメリカ合衆国又は英国に在住する者に対しては、日本人であると外国人であるとを問わず、また、送達すべき文書が民事又は商事に関する文書であるか否かを問わず、当該国に駐在する我が国の領事官に嘱託して送達をすることができる。

(4) 民訴条約、送達条約

民訴条約と送達条約では、各締約国は外国にいる者に対する直接の送達を自国の外交官又は領事官（以下「在外領事等」という。）に行わせる権能を有する旨を定めている（民訴条約6条1項3号、送達条約8条1項）。したがって、これらの条約の締約国に在住する者に対しては、当該国に駐在する我が国の在外領事等に嘱託して送達をすることができる。ただし、その国が、嘱託国の国民以外の者に対する領事送達を拒否しているときは、日本人に対してだけ領事送達をすることができる（民訴条約6条2項、送達条約8条2項）。

なお、上記の各条約に基づき送達することができる文書は、民事又は商事に関する文書に限られている（民訴条約1条1項、送達条約1条1項）。

(9) 個別の応諾

国家間において条約等の合意がなくても、相手国が、我が国の在外領事等によるその国に在住する者に対する送達を応諾する場合には、当該国に在住する者に対し、当該国に駐在する我が国の在外領事等に嘱託して送達をすることができる。この場合、受送達者は日本人に限られることが多い。

イ 嘱託手続（通達第1の1(4)参照）

(7) 嘱託書の作成

在外領事等にあてた送達の嘱託書（通達別紙様式第6、記載例I-2参照）を作成する。

(4) 訳文の添付

送達すべき文書には、受送達者が日本語を解することが明らかな場合を除き、送達すべき地の公用語又は受送達者が解する言語による訳文を添付する（特例規則2条2項、11条2項参照）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが（特例規則2条3項、11条3項）、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合及び裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）。

(9) 送達報告書用紙の作成（通達別紙様式第7、記載例I-3参照）

(I) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁判所事務総局民事局長又は行政局長もしくは家庭局長（以

下「最高裁民事局長等」という。)にあてた送付依頼書(通達別紙様式第3, 記載例Ⅰ－1参照)を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照。

(オ) 費用

送達実施等に要した費用は、原則として当事者に請求されない。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して、外国に駐在する我が国の大使、総領事又は領事に転達され、受送達者に送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係(Q & A第1総論Q8参照)に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

領事送達は、一般的には中央当局送達や管轄裁判所送達等の方法より早く確実に送達できると言われており、また、受送達者が日本語を解することが明らかな場合は訳文の添付を要しない。しかし、受送達者が受領を拒んだときには送達をすることができないので、受送達者が受領を拒むおそれがある場合は他の方法による必要がある。

(2) 中央当局送達

ア 根拠

送達条約により認められた送達方法であり、受送達者が在住する国が送達条約の締約国(以下(2)において「受託国」という。)である場合に行うことができる。中央当局は、送達の要請を受理し、かつ、処理する責任を負う当局のことで、各締約国によって指定されている(送達条約2条, 「国の一覧表」参照)。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる(送達条約1条1項)。

おって、中央当局の最新情報を知りたい場合は、次の「ハーグ国際私法会議(HCCH)ウェブサイトにおける送達条約締約国の中央当局の確認方法」に定める手順等により、内容を確認する。ただし、ウェブサイトは英文又は仏文である。

イ 嘱託手続(通達第1の1(2)参照)

(ア) 要請書の作成

送達条約で定められている様式に従い、中央当局にあてた要請書(「文書の要領」を含む。送達条約3条1項)を作成する。要請書等は、統一用紙を用いて、受託国の言語、英語又はフランス語で作成する(記載例Ⅱ－2, 記載例Ⅱ－3, 記載例Ⅱ－4参照)。

(イ) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、(a)受託国の国内法で定める方法、(b)要請者の希望する特別の方法、(c)任意交付の方法の3種類がある。

要請書には、これらのうちのいずれの方法を希望するかを記載する。(a)の方法を希望すると、受託国の国内法が定めるところによって送達が行われる。(b)の方法を希望すると、要請者が希望する特別の方法によって送達が行われるが、特別の方法は受託国の法律に反しないものに限られる(送達条約5条1項(b))。(c)の方法を希望すると、受送達者が任意に受領する場合にだけ送達が行われる。

(ウ) 訳文の添付

(a)又は(b)の方法の場合、受託国の中央当局の要請があったときは、送達すべき文書に受託国の公用語（「国の一覧表」参照）による訳文の添付が必要とされている（送達条約5条3項、特例規則11条1項、通達1の1(2)イ）。ただし、訳文の添付を要請していない国はほとんどなく、また、要請をしているか不明な国に対して訳文を添付しないで囑託すると、送達の実施を拒否されたり、受送達者から受領拒絶されるおそれのある任意交付の方法でしか送達を実施されない可能性があるため、要請の有無にかかわらず、訳文を添付しておいた方が無難である。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則11条3項、2条3項、(1)イ(イ)後段参照）。

これに対し、(c)の方法を選択した場合には、訳文の添付を要しない。

(I) 書留航空郵便切手の予納

最高裁民事局長等から中央当局へ送付するための書留航空郵便料金に相当する額の郵便切手（Q & A第2各論（囑託編）Q6参照）を送付依頼書に添付する。

(J) 送付依頼

囑託をする裁判所の長から最高裁民事局長等にあてた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例Ⅱ－1参照）を作成し、要請書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(K) 費用

受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属吏（我が国でいえば執行官がこれにあたる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（送達条約12条）。

償還請求が予想される場合は、あらかじめ当事者に費用を予納させて保管しておき、その旨を送付依頼書に付記する（通達別紙様式第3参照）。送達後、償還請求があったときは、最高裁民事局長等からその旨を通知するので、保管金の中から外貨送金して支払い、送金手続が終了したときは、送金報告書を作成し、囑託をした裁判所の長から最高裁民事局長等にその旨を報告する（通達別紙様式第4、記載例Ⅴ－3参照）。

アメリカ合衆国については、中央当局である司法省の送達事務を民間会社に外部委託しており、同社の介入により生じた費用（送達条約12条2項(a)）を事前に支払う必要があるので、囑託があった場合は、最高裁判所から囑託庁に送金手続をとるように連絡がある。

ウ 送付経路

要請書等は、最高裁民事局長等から受託国の中央当局に送付され、実施当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達囑託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q8参照）に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局送達は、受送達者が日本人であると外国人であるとを問わず実施することができ、また、任意交付の方法による場合を除き、受送達者が受領を拒んでも送達の効力が認められる場合があるが、領事送達に比べ時間がかかることも多く、また、送達方法として任意交付以外の方法を希望した場合には受送達者が日本語を解するときでも一般に訳文の添付が求められる。したがって、中央当局送達は、外国人に対し領事送達の方法によることができない場合、又は、受送達者が受領を拒むおそれがある場合に利用することが考えられる。

(3) 指定当局送達

ア 根拠

民訴条約による送達の原則的形態であるが、民訴条約及び送達条約の両条約締約国については送達条約が優先し、中央当局送達によることになるので（送達条約22条）、指定当局送達は、民訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国（以下(3)及び(4)において「受託国」という。）に在住する受送達者に対して行うことになる。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる（民訴条約1条1項）。

イ 嘱託手続（通達第1の1(1)参照）

(7) 依頼書の作成

我が国の在外領事等に於てた受託国の指定当局に送達の要請をすべき旨の依頼書（通達別紙様式第1，記載例Ⅲ－2参照）を作成する。なお、現在、指定当局送達によることができるのは、いずれの国も大使だけが領事業務を行っているので、あて先はすべての国について大使となる。

受送達者の住所、氏名、希望する送達方法等を記載するが、記載事項には、受託国の送達を行う当局（受託当局）が用いる言語を付記する。

(4) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、中央当局送達の場合と同様に3種類の方法があり（民訴条約2条、3条2項、(2)イ(4)参照）、その中から希望する送達方法を選択する。

(5) 訳文の添付

送達方法として、受託国の国内法で定める方法又は受託国の国内法に反しない特別の方法を選択した場合は、送達すべき文書に受託当局が用いる言語若しくは両関係国間で合意する言語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する必要がある（民訴条約3条2項、特例規則2条1項）。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則2条3項、(1)イ(4)後段参照）。

訳文には嘱託国の外交官もしくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者による翻訳が正確である旨の証明（翻訳証明）を付す必要があるが（民訴条約3条3項）、嘱託をする裁判所で翻訳証明をつける必要はない。我が国では、外国にある我が国の大使館が翻訳証明をしている。

これに対し、任意交付の方法を選択した場合は、訳文の添付を要しない。

(6) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁判事局長等に於てた送付依頼書（通達別紙様式第3，記載例Ⅲ－1参照）を作成し、大使あての依頼書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(8) 費用（通達第1の1(1)エ及びオ）

翻訳証明の費用の支払を要する。また、受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属吏（我が国でいえば執行官がこれにあたる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（民訴条約7条）。

これらの費用の予納、保管及び支払手続は中央当局送達の場合と同様である（(2)イ(8)参照）。

ウ 送付経路

依頼書等は、最高裁判事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の領事官に転達さ

れる。その後、領事官から受託国の指定当局に対して送達の要請が行われ、受託当局によって送達を実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第 1 総論 Q 8 参照）に問い合わせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局送達の場合と同様である（(2)ウ参照）。

(4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達

民訴条約では、各締約国は、外交上の経路を通じて送達の要請がなされることを希望する旨を宣言することができ（同条約 1 条 3 項）、この宣言をした国に対し民訴条約に基づいて送達の要請をする場合には、外交上の経路によることになるが、その手続等は、次の 2 点を除いて、指定当局送達の場合と同様である。

ア 依頼書の作成（通達第 1 の 1 (1) アただし書）

我が国の大使にあてた受託国の外務省に送達の要請をすべき旨の依頼書を作成する（通達別紙様式第 2、記載例Ⅳ参照）。

イ 送付経路

依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の大使に転達される。その後、大使から受託国の外務省に対して送達の要請が行われ、受託当局によって送達を実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第 1 総論 Q 8 参照）に問い合わせる。

(5) 管轄裁判所送達

ア 根拠

管轄裁判所送達を行う根拠としては、次の 2 種類のものがある。

(7) 二国間共助取決め

我が国が受送達者の在住する国との間で司法共助の取決めを締結しているときは、その取決めに基づき当該国の裁判所に嘱託して送達することができる。

(1) 個別の応諾

二国間共助取決めがなくても、受送達者が在住する国が応諾するときは、当該国の裁判所に嘱託して送達することができる。

イ 嘱託手続（通達第 1 の 1 (5) 参照、ブラジル連邦共和国を除く。）

(7) 嘱託書の作成

相手国の管轄裁判所にあてた送達の嘱託書（通達別紙様式第 8、記載例Ⅴ－2参照）を作成する。

(1) 訳文の添付

嘱託書及び送達すべき文書には、受送達者が日本語を解するか否かにかかわらず、相手国の公用語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する（通達第 1 の 1 (5) イ）。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（(1)イ(1)後段参照）。

(ウ) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等にあてた送付依頼書（通達別紙様式第3，記載例Ⅴ－1参照）を作成し，嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際，作成し添付すべき文書については，「国の一覧表」参照

(I) 費用

相手国が送達を実施する上で要した費用を支払わなければならない。この費用の予納，保管及び支払の各手続は中央当局送達の場合と同様である（(2)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は，最高裁民事局長等から外務省を経由して外国にある我が国の大使館へ転達される。その後，大使館から相手国の外務省へ転達され，相手国の管轄裁判所によって送達が実施される。

なお，最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は，最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q8参照）に問い合わせる。

エ ブラジル連邦共和国に対する管轄裁判所送達の嘱託手続（通達第1の1(5)イ(ア)ただし書，ウただし書参照）

ブラジルは，領事送達を拒否している上，民訴条約や送達条約にも加わっていないので，ブラジルに在住する者に対して送達を行う方法は，二国間共助の取決め等に基づいて，管轄裁判所送達を行うことになる。

その手続においては，嘱託書及び送達すべき文書の訳文はブラジルの公証翻訳人が作成することになっているため，他の国に対する管轄裁判所送達の嘱託手続と異なり，嘱託する裁判所において訳文を添付する必要はないが，送付依頼書（記載例Ⅵ－1参照）に添付する公証翻訳人用の嘱託書及び送達すべき文書の写し各1部について，翻訳の便宜のため，固有名詞（人名，地名等）に振り仮名（平仮名）を付する（送付依頼の際作成し添付する文書については，「国の一覧表」のうちのブラジルの項参照。）。

また，翻訳後，外務省から公証翻訳人の翻訳料の請求がなされるので（記載例Ⅵ－3参照），その相当額を予納させて支払わなければならない（記載例Ⅵ－4参照）。予納させる額は，本文の枚数1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドルとして計算した翻訳料見込額に送金手数料相当額を加算した額である（平成3年4月10日付け最高裁民二第90号民事局長及び家庭局長通達参照）。

その他の点については，ブラジル以外の国に対する管轄裁判所送達の嘱託手続と同様である（イ参照）。

(6) 公示送達

民事訴訟法110条は，一定の要件の下に，外国に在住する者に対して公示送達を行うことを認めている。同法110条1項4号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」を確認したい場合は，Q & A第2各論（嘱託編）Q16を参照する。また，特例法は，送達条約の締約国において，訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書を送達すべき場合に，公示送達について特別規定を設けている（特例法28条）。

台湾や北朝鮮等国交のない国に在住する者に対して文書を送達するには，上記(1)ないし(5)の方法により送達することができないため，公示送達によらざるを得ない。なお，外国に在住する者に対して公示送達を行った場合は，民事訴訟規則46条2項後段により，公示送達があったことを受送達者に通知することができる（通知は，日本語による文書を普通郵便で送付することなどが考えられる。）。

外国においてすべき送達についてした公示送達は、掲示を始めた日から6週間を経過することによって、その効力を生じる（民事訴訟法112条2項）。

(7) 郵便による直送

外国に居住する者に対して、訴訟関係文書を「送達」するには、前記(1)ないし(6)の方法によることになる（民事訴訟法108条、110条）が、逆に、法律上、「送達」することを要求されていない文書については、必ずしもこれらの方法によることを要しない。

この点に関連して、送達条約10条（a）及び民訴条約6条1項1号は、いずれも、名あて国が拒否しないことを前提として、名あて人に「直接に文書を郵送する」方法を認めている。

したがって、送達を要しない文書のみを外国居住者に送付する場合において、当該外国が、下記の①送達条約締約国でかつ同10条（a）につき拒否宣言していない国（民訴条約締約国を含む。）、②民訴条約締約国でかつ同6条1項1号につき拒否宣言していることが確認されていない国（送達条約締約国を除く。）のいずれかであるときは、簡便な事務処理として、この郵便による直送の方法によることが考えられる。送達条約又は民訴条約締結の有無及び拒否宣言の有無については、ハーグ国際私法会議のウェブサイト（HCCH, URL : http://www.hcch.net/index_en.php）などで最新の情報を確認する。

なお、この場合、「受取通知郵便」の制度を利用すれば、郵便物が名あて人に到着した事実及びその年月日の通知を受けることができる（国によって取扱いが可能な異なるため詳細は最寄りの郵便局に問い合わせること。）。

記

① 送達条約締約国でかつ同10条(a)につき拒否宣言していない国の例（民訴条約締約国を含む。平成27年3月13日現在。）

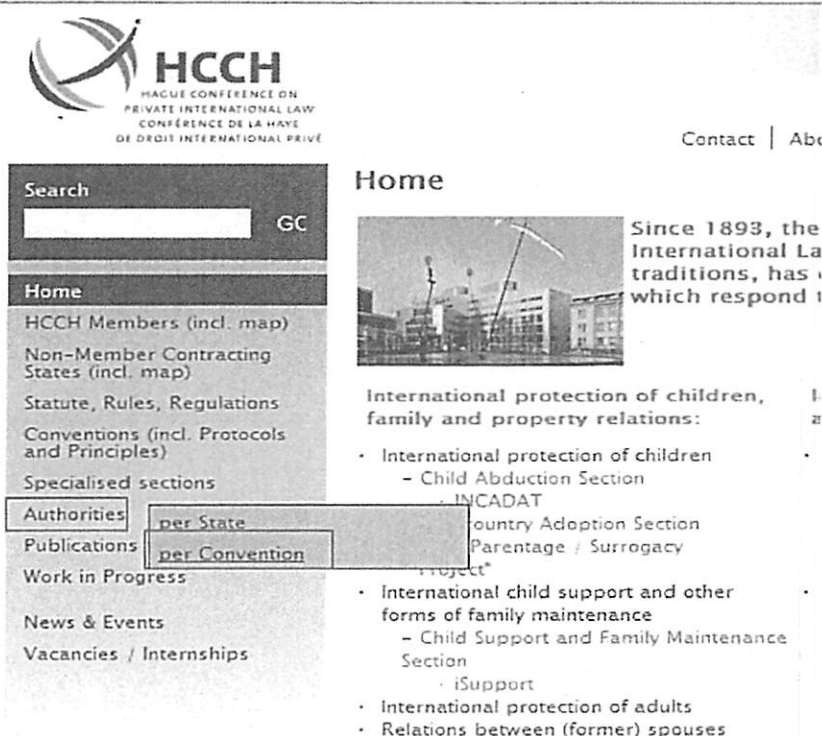
アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英国、エストニア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、スウェーデン王国、スペイン、セーシェル共和国、デンマーク王国、パキスタン・イスラム共和国、バハマ国、バルバドス、フィンランド共和国、フランス共和国、ペラルーシ共和国、ベルギー王国、ボツワナ共和国、ポルトガル共和国、マラウイ共和国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア

② 民訴条約締約国でかつ同6条1項1号につき拒否宣言していることが確認されていない国（送達条約締約国を除く。）

（締約国については上記ハーグ国際私法会議のウェブサイトで確認できるが、拒否宣言の有無については明らかではないため、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に問い合わせる。）

ハーグ国際私法会議（HCCH）ウェブサイトにおける送達条約締結国の中央当局の
確認方法

- 1 次のアドレスにより、ハーグ国際私法会議ウェブサイトへアクセスする。
HCCH URL 「http://www.hcch.net/index_en.php」
- 2 ウェブサイトトップ画面左の「Authorities」にカーソルを合わせる。右に表示される
「per Convention」をクリックする。



HCCH
HAGUE CONFERENCE ON
PRIVATE INTERNATIONAL LAW
CONFÉRENCE DE LA HAYE
DE DROIT INTERNATIONAL PRIVÉ

Search GC

Home

- HCCH Members (incl. map)
- Non-Member Contracting States (incl. map)
- Statute, Rules, Regulations
- Conventions (incl. Protocols and Principles)
- Specialised sections
- Authorities**
- Publications
- Work in Progress
- News & Events
- Vacancies / Internships

per State

per Convention

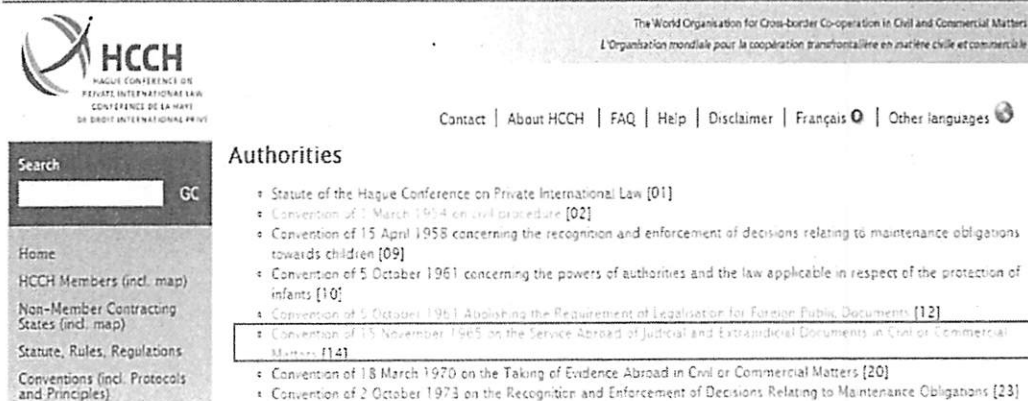
Home

Since 1893, the International Law traditions, has which respond

International protection of children, family and property relations:

- International protection of children
 - Child Abduction Section
 - INCADAT
 - Country Adoption Section
 - Parentage / Surrogacy
- International child support and other forms of family maintenance
 - Child Support and Family Maintenance Section
 - iSupport
- International protection of adults
- Relations between (former) spouses

- 3 「Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters [14]」をクリックする。



HCCH
HAGUE CONFERENCE ON
PRIVATE INTERNATIONAL LAW
CONFÉRENCE DE LA HAYE
DE DROIT INTERNATIONAL PRIVÉ

Search GC

Home

- HCCH Members (incl. map)
- Non-Member Contracting States (incl. map)
- Statute, Rules, Regulations
- Conventions (incl. Protocols and Principles)

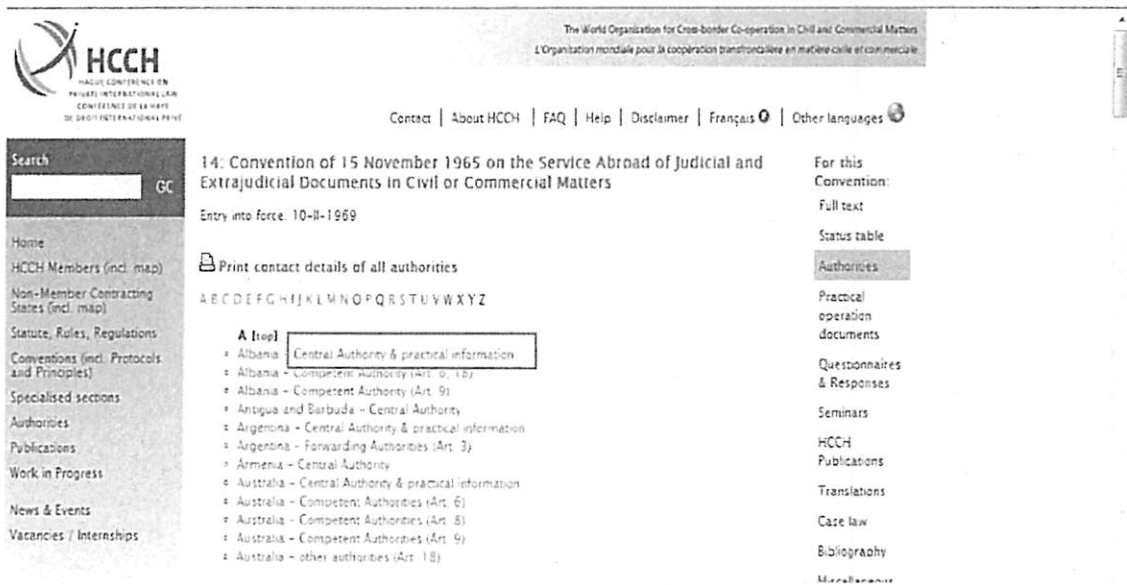
Authorities

The World Organisation for Cross-border Co-operation in Civil and Commercial Matters
L'Organisation mondiale pour la coopération transfrontalière en matière civile et commerciale

Contact | About HCCH | FAQ | Help | Disclaimer | Français | Other languages

- Statute of the Hague Conference on Private International Law [01]
- Convention of 1 March 1954 on civil procedure [02]
- Convention of 15 April 1958 concerning the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations towards children [09]
- Convention of 5 October 1961 concerning the powers of authorities and the law applicable in respect of the protection of infants [10]
- Convention of 5 October 1961 Abolishing the Requirement of Legalisation for Foreign Public Documents [12]
- Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters [14]**
- Convention of 18 March 1970 on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters [20]
- Convention of 2 October 1973 on the Recognition and Enforcement of Decisions Relating to Maintenance Obligations [23]

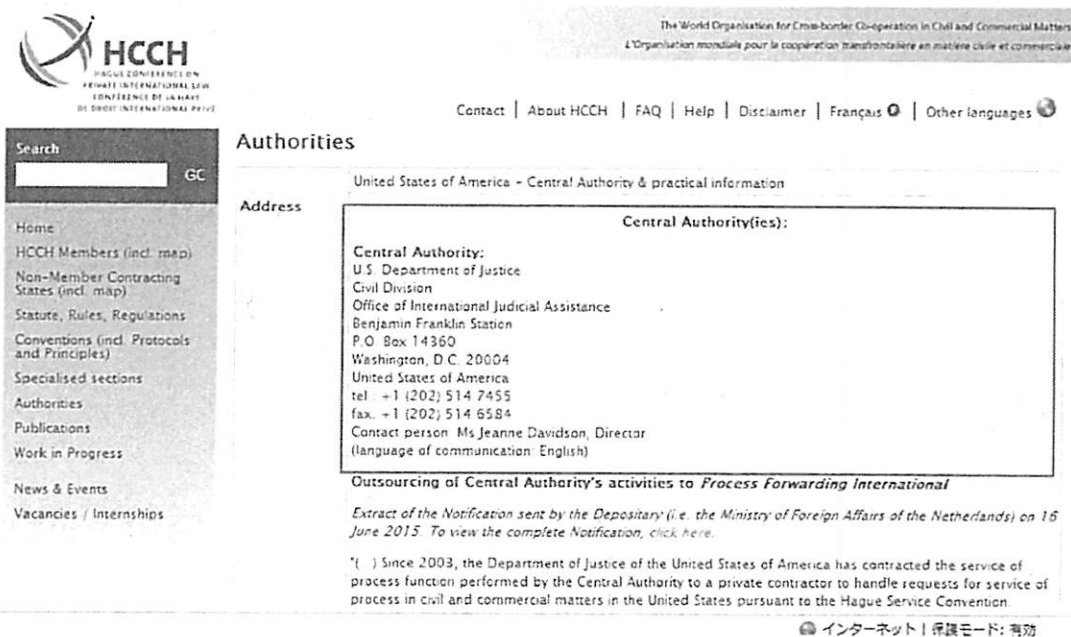
- 4 アルファベット順に各締約国が表示されるので、知りたい締約国の「Central Authority & practical information」をクリックする。



The screenshot shows the HCCH website interface. At the top, the logo and name of the Hague Conference on Private International Law are visible. Below the logo, there is a search bar and a list of navigation links including Home, HCCH Members, Non-Member Contracting States, Statute, Rules, Regulations, Conventions, Specialised sections, Authorities, Publications, Work in Progress, News & Events, and Vacancies / Internships. The main content area displays the title of the Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters, along with its entry into force date (10-11-1969). A list of countries is provided, with 'United States of America' selected. To the right, there is a sidebar with links for 'For this Convention', 'Full text', 'Status table', 'Authorities', 'Practical operation documents', 'Questionnaires & Responses', 'Seminars', 'HCCH Publications', 'Translations', 'Case law', 'Bibliography', and 'Miscellaneous'.

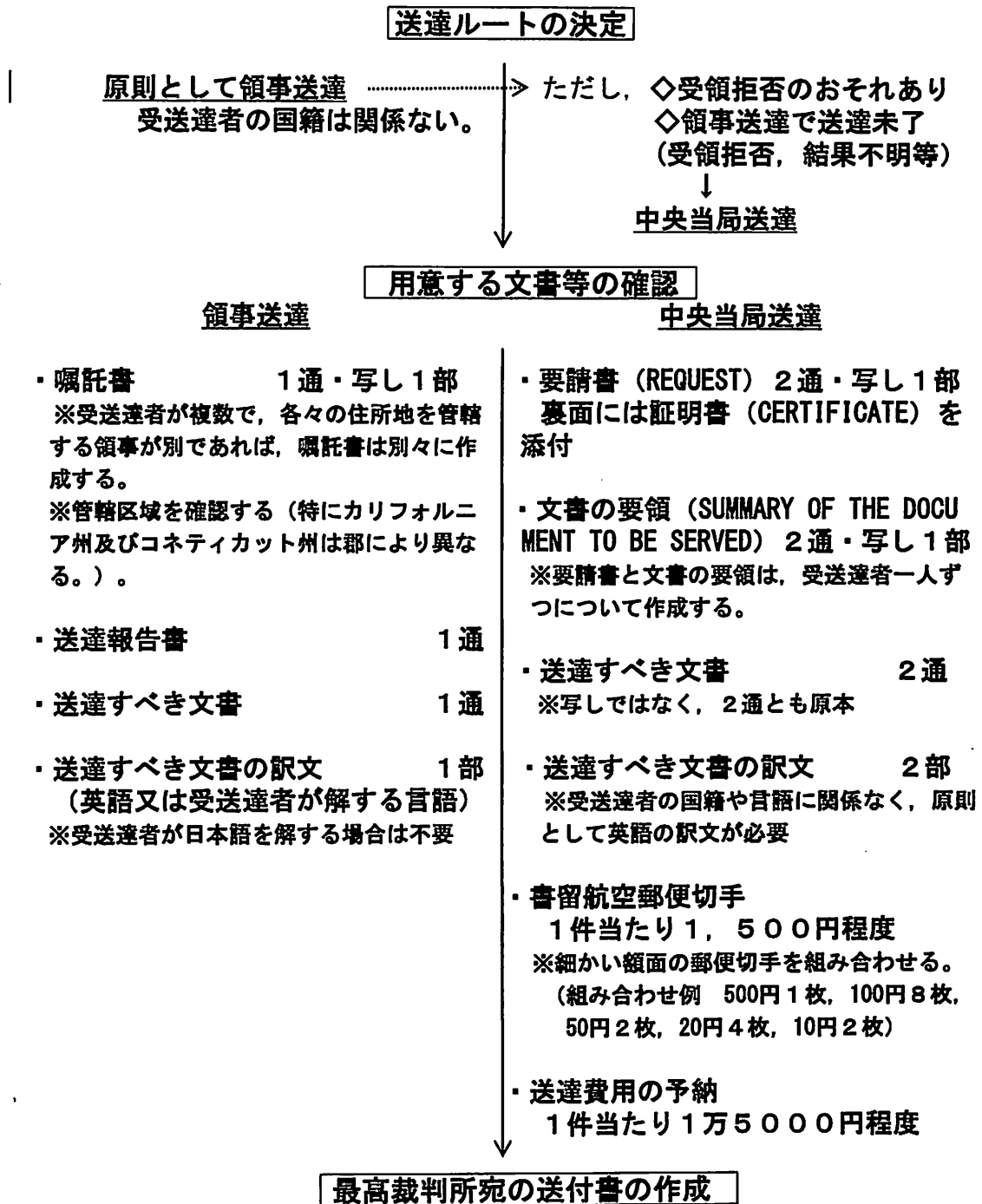
- 5 当該締約国の中央当局の情報が表示される。

【中央当局の表示】(例 アメリカ合衆国)



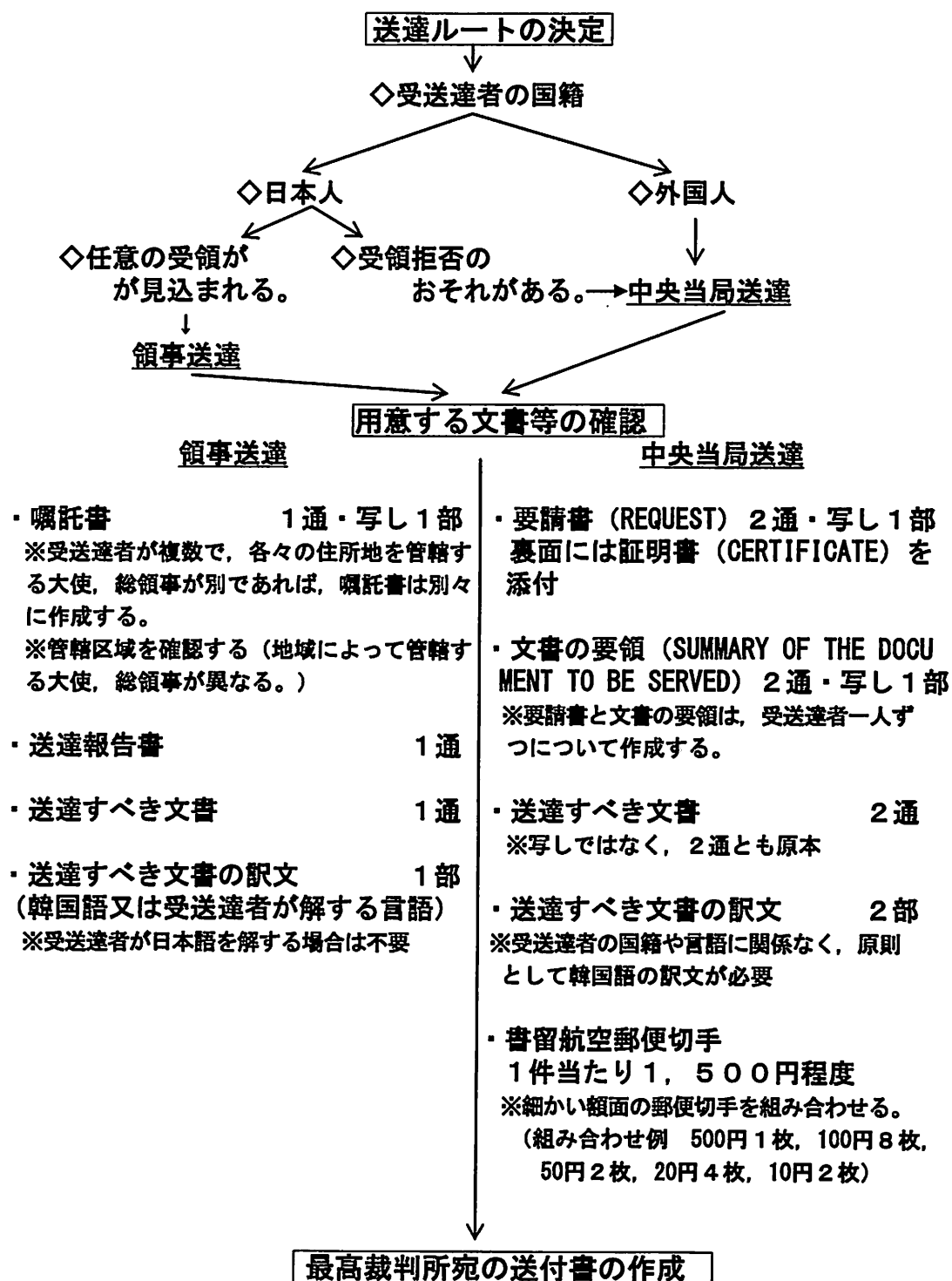
The screenshot shows the detailed information for the Central Authority of the United States of America. The page title is 'United States of America - Central Authority & practical information'. The 'Address' section provides the following details: Central Authority, U.S. Department of Justice, Civil Division, Office of International Judicial Assistance, Benjamin Franklin Station, P.O. Box 14360, Washington, D.C. 20004, United States of America, tel. +1 (202) 514 7455, fax. +1 (202) 514 6584, Contact person Ms Jeanne Davidson, Director (language of communication: English). Below this, there is a section titled 'Outsourcing of Central Authority's activities to Process Forwarding International' which includes an extract of a notification sent by the Depositary (i.e. the Ministry of Foreign Affairs of the Netherlands) on 15 June 2015. The notification states that since 2003, the Department of Justice of the United States of America has contracted the service of process function performed by the Central Authority to a private contractor to handle requests for service of process in civil and commercial matters in the United States pursuant to the Hague Service Convention. At the bottom right, there is a link to 'インターネット | 保護モード: 有効'.

＜アメリカ合衆国への送達嘱託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合3箇月、中央当局送達の場合5箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜大韓民国への送達囑託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合4箇月、中央当局送達の場合4箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜ブラジル連邦共和国への送達囑託＞

送達ルート決定



管轄裁判所送達

※受送達者の国籍は関係ない。



用意する文書等の確認

- ・ 囑託書 1 通
写し 4 部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが 1 部
※受送達者が複数でも、囑託書は 1 通でよい。

- ・ 送達すべき文書 1 通
写し 3 部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが 1 部
※複数の受送達者に全く同じ文書を送る場合、公証翻訳人用の文書は 1 部でよい。



翻訳及び送達のための費用の予納を確認

※訳文はブラジルの公証翻訳人が付しますので、これについて費用がかかります。

＜必要な費用＞

翻訳料見込額（日本文 1 枚につきアメリカ合衆国通貨 30 ドル）
送金手数料等



最高裁判所宛の送付書の作成

※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、14 箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

＜シンガポール共和国への送達嘱託＞



※なお、平均送達期間は、最高裁判所が外務省等に通知した日から、領事送達の場合4箇月、管轄裁判所送達の場合4箇月です。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

国の一覧表（送達の嘱託）

国名 ※国別の送達の嘱託手続をご覧になりたい場合には、国名のリンクをクリックしてください。	民訴条約	送達条約	二国間共助取決め		条約・取決めによらない共助がされた事例		
			送達	証拠調べ	領事送達	管轄裁判所送達	証拠調べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○

オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					
ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国					○		
コロンビア共和国					○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			

スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					
セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (アゼルバイジャン共和国, カザフスタン共和国, ゲルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					

パプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					
バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国			○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国					○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					

マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					
モロッコ王国	○	○					
モンゴル国					○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

ア イ ル ラ ン ド

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、アイルランド語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルランド語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英語又はアイルランド語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルランド語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Master of the High Court (including any Deputy Master for the time being appointed) 所在地 Inns Quay, Dublin 7, Ireland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア メ リ カ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 日米領事条約17条1項(e)号(i))	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について, 受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について, 受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使, 総領事の管轄区域についてはⅦ) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはⅥ) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期 間※2	3 箇 月	5 箇 月 ※3	先例なし
VI 中央当局 (要請書に記載する表示)	名 称 U.S. Department of Justice Civil Division Office of International Judicial Assistance 所在地 Benjamin Franklin Station P.O. Box 14360 Washington, D.C. 20004 United States of America		

※1 中央当局としての送達事務は外部委託され, 委託先の民間会社である Process Forwarding International (PFI) (住所: 633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA) に, 送達費用を事前に支払います(送達費用は, 現在, 95ドルですが, PFIの要請で変更されることがあります。)。中央当局の指定自体を変更するものではありません(Ⅵ欄参照)。

具体的には, 最高裁への文書送付後, 最高裁からの送金通知を受けてから, 国際送金為替で送金し, その受領証書の写しを送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は, 受領証書の写しを文書に添付して送付手続をとることになります。

※2 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。

Ⅶ 大使、総領事の管轄区域	
在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区，バージニア州，メリーランド州
在アトランタ日本国総領事	ノースカロライナ州，サウスカロライナ州，ジョージア州，アラバマ州
在サンフランシスコ日本国総領事	ネバダ州，カリフォルニア州中在ロサンゼルス日本国総領事の管轄に属さない地域 ※4
在シアトル日本国総領事	ワシントン州，モンタナ州，アラスカ州，アイダホ州，オレゴン州
在シカゴ日本国総領事	インディアナ州，イリノイ州，ウィスコンシン州，ミネソタ州，アイオワ州，ミズーリ州，ノースダコタ州，サウスダコタ州，ネブラスカ州，カンザス州
在デトロイト日本国総領事	オハイオ州，ミシガン州
在デンバー日本国総領事	コロラド州，ニューメキシコ州，ユタ州，ワイオミング州
在ナッシュビル日本国総領事	テネシー州，ミシSSIPPI州，アーカンソー州，ルイジアナ州，ケンタッキー州
在ニューヨーク日本国総領事	ニューヨーク州，ニュージャージー州，ペンシルベニア州，デラウェア州，ウエストバージニア州，プエルトリコ，バージン諸島（米国領部分），コネティカット州のフェアフィールド郡 ※4
在ハガツニャ日本国総領事	グアム，北マリアナ諸島
在ヒューストン日本国総領事	テキサス州，オクラホマ州
在ボストン日本国総領事	メイン州，ニューハンプシャー州，バーモント州，マサチューセッツ州，ロードアイランド州，コネティカット州（フェアフィールド郡を除く。） ※4

在ホノルル日本国総領事	ハワイ州，アメリカ合衆国の領土中他の領事官の管轄に属さない地域
在マイアミ日本国総領事	フロリダ州
在ロサンゼルス日本国総領事	アリゾナ州，カリフォルニア州中ロサンゼルス，オレンジ，サンディエゴ，インペリアル，リバーサイド，サンバーナディノ，ベンチュラ，サンタバーバラ及びサンルイオビスポの各郡 ※4

※4 カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡（county）によって異なるため，これらの州に嘱託する場合には，その郡名も明らかにしてください（管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと，その分送達期間が長くなるので注意してください。）。

なお，事件数が多いカリフォルニア州については，主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。

Ⅷ アメリカ合衆国州名の参考略称表

州名	略称	州名	略称	州名	略称
Alabama	A L	Louisiana	L A	Ohio	O H
Alaska	A K	Maine	M E	Oklahoma	O K
Arizona	A Z	Maryland	M D	Oregon	O R
Arkansas	A R	Massachusetts	M A	Pennsylvania	P A
California	C A	Michigan	M I	Rhode Island	R I
Colorado	C O	Minnesota	M N	South Carolina	S C
Connecticut	C T	Mississippi	M S	South Dakota	S D
Delaware	D E	Missouri	M O	Tennessee	T N
Florida	F L	Montana	M T	Texas	T X
Georgia	G A	Nebraska	N E	Utah	U T
Hawaii	H I	Nevada	N V	Vermont	V T
Idaho	I D	New Hampshire	N H	Virginia	V A
Illinois	I L	New Jersey	N J	Washington	W A
Indiana	I N	New Mexico	N M	West Virginia	W V
Iowa	I A	New York	N Y	Wisconsin	W I
Kansas	K S	North Carolina	N C	Wyoming	W Y
Kentucky	K Y	North Dakota	N D		

アラブ首長国連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使又は総領事の管轄区域はVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	3 箇 月		8 箇 月
VI 大使、総領事の管轄区域	在アラブ首長国連邦日本国大使	アブダビ首長国	
	在ドバイ日本国総領事	ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラース・ル・ハイマ首長国、フジャイラ首長国	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アルジェリア民主人民共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	6 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アルゼンチン共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文を 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてース 페인語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	4 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Foreign Affairs and Worship 所在地 International Legal Assistance Department Office of the Legal Advisor, Ministry of Foreign Affairs and Worship Esmeralda 1212, 4 th Floor, Of. 402, BUENOS AIRES, Argentina		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルー
ートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア ル バ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在アルバニア共和国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アルバニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (アルバニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 The Department responsible for the international judicial cooperation, at the Ministry of Justice 所在地 Bulevardi "Zogu I", TIRANA, Albania		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ア ル メ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在ロシア連邦大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アルメニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アルメニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーアルメニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アルメニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	Ministry of Justice of the Republic of Armenia Halabyan Street 41a 0078 Yerevan Armenia		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

アンティグア・バーブーダ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの（行われ得 るもの）
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて－英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Governor General 所在地 Antigua and Barbuda		
	名 称 The Registrar of the High Court of Antigua and Barbuda 所在地 St. Johns, Antigua		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イスラエル国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ヘブライ語、英語、アラビア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ヘブライ語、英語又はアラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	期間不明	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Director of Courts, Directorate of Courts 所在地 22 Kanfei Nesharin St., Jerusalem 95464 P.O.B. 34142, Israel		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イ タ リ ア 共 和 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件について、 受送達者が受領を拒絶す るおそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて ー大使又は総領事の管 轄区域は VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、イタ リア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーイ タリア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	先例なし
VI 大使、総領 事の管轄区域	在イタリア日本国大 使	在ミラノ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在ミラノ日本国総領 事	ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッ レ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ 州、フリウリ＝ベネチア・ジュリア州、ベネト州、エミ リア＝ロマーニャ州	
VII 中央当局	名 称 L'Ufficio unico degli ufficiali giudiziari presso la corte d'appello di Roma 所在地 Viale Giulio Cesare, 52 00192 ROMA		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イ ラ ク 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語、英語又は受送 達者が解する言語のい ずれかの訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語又は英語の訳 文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語又は英語 の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		1 4 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イラン・イスラム共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ペル シャ語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーペ ルシャ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ペルシャ語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 4 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

イ ン ド

	A ル ト	B ル ト	C ル ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて —大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 英語 又は受送達者が解する 言語のいずれかの訳文 添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	6 箇 月	先例なし	1 2 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在インド日本国大使	在コルカタ, 在ムンバイ及び在チェンナイの各日本国総領 事の管轄に属する地域を除く地域	
	在コルカタ日本国総 領事	オリッサ州, 西ベンガル州, ビハール州, ジャールカンド 州	
	在ムンバイ日本国総 領事	グジャラート州, マディヤ・プラデシュ州, チャッティー スガル州, マハーラーシュトラ州, ゴア州, ダマン及びデ ィウ並びにダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地	
	在チェンナイ日本国 総領事	アンドラ・プラデシュ州, ケララ州, タミル・ナド州, ポ ンディシェリー連邦直轄地	

Ⅶ 中央当局	名 称 The Ministry of Law and Justice 所在地 Department of Legal Affairs 4th Floor, A-Wing, Shastri Bhavan, New Delhi-110001, India
--------	---

※ 「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

インドネシア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、インドネシア語、英語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーインドネシア語又は英語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (インドネシア語又は英語の訳文添付) 2通
IV 費用	不要		必要(ただし、一般的には請求されない。)
V 期間※	4 箇月		12 箇月
VI 総領事の管轄区域	在インドネシア日本国大使	在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州	
	在デンパサール日本国総領事	バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州	
	在メダン日本国総領事	ナングル・アチェ・ダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャンビ州、リアウ州、リアウ諸島州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウクライナ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告費用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ウクライナ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of Ukraine 所在地 13, Horodetskogo St., KYIV 01001, Ukraine,		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウ ズ ベ キ ス タ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ウズベク語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウズベク語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あてーウズベク語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウズベク語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ウ ル グ ア イ 東 方 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間 ※	4 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

英 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 日 英領事条約 2 5 条)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について, 受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件について, 受送達者が受領を拒絶す るおそれがある場合
III 作成すべき 文書等 			

※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ, 送達できませんので, 必ず記載してください。

※2 海外領土への送達については, 費用がかかる可能性があります。事前に, 最高裁判所民

事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

※3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。特に、海外領土への領事送達については、平均所要期間より時間がかかる可能性が高いです。

※4 スコットランド、北アイルランド及び海外領土については、異なる当局あてに嘱託する場合がありますので、事前に、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

エ ク ア ド ル 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スベ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エジプト・アラブ共和国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	5 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Ministry of Justice 所在地 Magles El Shaab St., Lazoughly Sq., Lazoughly, Cairo, Egypt		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エ ス ト ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、エストニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (エストニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーエストニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (エストニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Tõnismägi 5a, 15191 Tallinn ESTONIA		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

エチオピア連邦民主共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達（事例）条約 又は二国間共助取決めはない が、送達の共助が行われたも の（行われ得るもの）		
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かに関わ らず本ルー ト		
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 （大使あて） 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 （受送達者が日本語を 解さない場合は、アム ハラ語又は受送達者の 解する言語のいずれか の訳文添付） 1 通		
IV 費 用	不 要		
V 期 間※	4 箇 月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルー トで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

オーストラリア連邦

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が受 領を拒絶するおそれがある 場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	中央当局により異なる	必 要
V 期 間※ 1	4 箇 月	先例なし	9 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在オーストラリア日 本国大使	首都特別地域	
	在シドニー日本国総 領事	ニューサウスウェールズ州、北部準州、オーストラリアの 属地 (特別地域)	
	在パース日本国総領 事	西オーストラリア州	
	在ブリスベン日本国 総領事	クインズランド州	
	在メルボルン日本国 総領事	ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州	

※ 1 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所
が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一
ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

Ⅶ 中央当局の名称及び所在地 ※ 2	
名 称 所 在 地	Supreme Court of New South Wales GPO Box 3 Sydney NSW 2001 Australia (New South Wales)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Victoria 210 William Street Melbourne VIC 3000 Australia (Victoria)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Queensland P.O. Box 15167 City East QLD 4002 Australia (Queensland)
名 称 所 在 地	Supreme Court of Western Australia Stirling Gardens Barrack Street Perth WA 6000 Australia (Western Australia)
名 称 所 在 地	Supreme Court of South Australia Registrar' s Office 1 Gouger Street Adelaide SA 5000 Australia (South Australia)
名 称 所 在 地	Sheriff of the Supreme Court of Tasmania GPO Box 167 Hobart TAS 7001 Australia (Tasmania)
名 称 所 在 地	Supreme Court of the Australian Capital Territory GPO Box 1548 Canberra ACT 2601 Australia (Australian Capital Territory)
名 称 所 在 地	Supreme Court of the Northern Territory Registry Office Darwin Supreme Court, GPO Box 3946 Darwin NT 0801 (Northern Territory)
名 称 所 在 地	Australian Government Attorney-General's Department Robert Garran Offices 3-5 National Circuit BARTON ACT 2600 Australia (Christmas Islands, Cocos (Keeling) Islands, Ashmore&Cartier Islands, Coral Sea Islands, Heard Islands, McDonald Islands, Norfolk Islands, Australian Antarctic Territory(南極領土の一部))

※ 2 オーストラリア連邦の中央当局は州ごとに異なります。囑託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、囑託すべき中央当局を

)

特定してください。なお、この（ ）内部分は、嘱託書に記載する必要はありません。

オーストリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ドイツ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あてードイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	6 箇 月	6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

オランダ王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、オランダ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーオランダ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	4 箇月	5 箇月	先例なし
VI 中央当局	名 称 De Officier Van Justitie 所在地 Postbus 20302, 2500 EH THE HAGUE, Netherlands (アルバ島) 名 称 Procurator General 所在地 Havenstraat 2, Oranjestad, Aruba		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ガ ナ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 、アシャンテ語又は受 送達者が解する言語の いずれかの訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語又はアシャンテ語の 訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語又はアシャンテ 語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

カ ナ ダ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あてー大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中央当局の地域ごとに必要とされる言語の訳文を添付。地域ごとに必要とされる訳文の言語についてはVII) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英語又はフランス語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語又はフランス語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	必 要 ※ 1	必 要
V 期 間※ 2	4 箇 月	5 箇 月	7 箇 月

※ 1 送達費用は現在 50 カナダドルです。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

VI 大使、総領事の管轄区域	
在カナダ日本国大使	オンタリオ州中オタワ市
在バンクーバー日本国総領事	ブリティッシュコロンビア州、ユーコン準州
在カルガリー日本国総領事	アルバータ州、ノースウエスト準州、ヌナヴット準州、サスカチュワン州、マニトバ州
在トロント日本国総領事	オンタリオ州（在カナダ日本国大使の管轄に属する地域を除く地域）
在モントリオール日本国総領事	ケベック州、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンスエドワードアイランド州、ノバスコシア州、ニューブランズウィック州

VII 中央当局等の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語 ※3	
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice and Solicitor General Court Services Division Ministry of Justice and Solicitor General Office of the Sheriff Civil Enforcement 2nd Floor, 108th Street Building 9942-108 Street Edmonton, Alberta T5K 2J5 Canada (Alberta) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice for British Columbia Order in Council Administration Office Ministry of Justice for British Columbia Order in Council Administration Office 1001 Douglas Street (P.O. Box 9280 Stn Prov Govt) Victoria, British Columbia V8W 2C5 Canada (British Columbia) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Manitoba Department of Justice Director of Civil Legal Services Manitoba Department of Justice c/o Director of Civil Legal Services Suite 730-405 Broadway Winnipeg, Manitoba R3C 3L6 Canada (Manitoba) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地	Department of Justice and Attorney General of New Brunswick Director of Legal Services Department of Justice and Attorney General of New Brunswick c/o Director of Legal Services Centennial Building P.O Box 6000 Fredericton, New Brunswick E3B 5H1 Canada (New Brunswick)

言 語	英語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Department of Justice Department of Justice 4th floor, East Block Confederation Building Box 8700, St. John's, Newfoundland Labrador A1B 4J6 Canada (Newfoundland Labrador) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Attorney General of Nova Scotia Legal Services Division Attorney General of Nova Scotia Legal Services Division 5151 Terminal Road 4th floor P.O.Box 7 Halifax, Nova Scotia B3J2L6 Canada (Nova Scotia) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of the Attorney General Ontario Court of Justice Ministry of the Attorney General Ontario Court of Justice 393 Main Street Haileybury, Ontario P0J 1K0 Canada (Ontario) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Attorney General of Prince Edward Island Office of the Deputy Minister Attorney General of Prince Edward Island Office of the Deputy Minister P.O.Box 2000 Charlottetown, Prince Edward Island C1A 7N8 Canada (Prince Edward Island) 英 語
名 称 所 在 地 言 語	Direction des services professionnels Entraide internationale Ministère de la Justice Central Authority for Québec c/o Pierre-Luc Gagné Direction des services professionnels Entraide internationale Ministère de la Justice 1200, route de l' Église, 2e étage Québec (Québec) G1V 4M1 Canada (Quebec) フランス語又は受送達者が理解する言語
名 称 所 在 地 言 語	Ministry of Justice Court Services Division Ministry of Justice Court Services Division c/o Jennifer Fabian Registrar, Court of Queen's Bench Court House 2425 Victoria Avenue Regina, Saskatchewan S4P 4W6 Canada (Saskatchewan) 英語
名 称 所 在 地 言 語	Director of Court Services Director Court Services J-3 P.O.Box 2703 Whitehorse, Yukon Y1A 2C6 Canada (Yukon) 英語又はフランス語
名 称 所 在 地	Department of Justice Government of the Northwest Territories Department of Justice Government of the Northwest Territories

言 語	P0 Box 1320 Yellowknife, Northwest Territories X1A 2L9 Canada (Northwest Territories) 英語又はフランス語
名 称	Clerk of the Nunavut Court of Justice Court Services Division Department of Justice Government of Nunavut
所 在 地	Clerk of the Nunavut Court of Justice Court Services Division Department of Justice Government of Nunavut P0 BOX 297 Iqaluit, Nunavut X0A 0H0 (Nunavut)
言 語	英語又はフランス語

※4		
名	称	Foreign Affairs and International Trade Canada Criminal, Security and Diplomatic Law Division
所	在 地	Foreign Affairs and International Trade Canada Criminal, Security and Diplomatic Law Division (JLA) 125 Sussex Drive Ottawa, Ontario K1A 0G2 Canada
言	語	英 語

※3 カナダは州ごとに中央当局を組織しています。囑託に際しては、() 内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、囑託すべき中央当局を特定してください。なお、この() 部分は、囑託書に記載する必要はありません。

※4 カナダ全域について権限を有する中央当局です。したがって、これに対しては、送達地がどの州に属するかを問わず、囑託することはできます。ただし、この場合は、※3の各当局に比べて、手続終了までに時間を要することがありますので、注意してください。

カンボジア王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、カンボジア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて一英語又はカンボジア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (カンボジア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※2	5 箇 月		先例なし

※1 管轄裁判所送達を検討している場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当者にお問い合せください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

キ プ ロ ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在ギリシャ共和国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ギリシャ語、トルコ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語又はトルコ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーギリシャ語、トルコ語又は英語のいずれかの訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語、トルコ語又は英語のいずれかの訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	必要 ※ 1	必 要
V 期 間※ 2	3 箇 月	先例なし	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice and Public Order 所在地 125 Athalassas Avenue, 1461 Nicosia, Cyprus		

※ 1 送達費用は現在 21 ユーロです。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同

ールートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

キューバ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ギリシャ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ギリシャ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーギリシャ語又は英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語又は英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期 間※2	5 箇 月	4 箇 月	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice, Transparency & Human Rights Directorate of Legislative Work, International Legal Relations and International Judicial Co-operation Department of International Judicial Co-operation in Civil and Criminal Cases 所在地 96 Mesogeion Av. Athens 11527 Greece		

※1 送達費用50ユーロを事前に支払います。

具体的には、最高裁への文書送付後、最高裁からの送金通知を受けてから、外貨送金し、その外国送金依頼書の写しを送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は、受領証書の写しを文書に添付して送付手続をとることになります。

※2「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

キ ル ギ ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、キルギス語、ロシア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (キルギス語又はロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーキルギス語又はロシア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (キルギス語又はロシア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

グアテマラ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スベ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付。 庁印の押捺が必要) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部
IV 費 用	不要		原則として必要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ク ウ ェ ー ト 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, アラビア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請者 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	期間不明	先例なし	期間不明
VI 中央当局	名 称 The State of Kuwait, Ministry of Justice International Relations Department 所在地 Ministries Complex, Building No 14, P.O. Box 6, Safaat 13001, Kuwait City		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ク ロ ア チ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2号)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, クロアチア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (クロアチア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてークロアチア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (クロアチア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Croatia 所在地 Dezmanova 6 10, 10 000 ZAGREB, Croatia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ケ ニ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スワ ヒリ語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ワヒリ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スワヒリ語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		8 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コ ス タ リ カ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コ ロ ン ビ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて一送達すべ き文書に訳文が付いて いるときは、庁印の押 捺が必要) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース 페인語の訳文添付。 庁印の押捺が必要) 1 通 写し 3 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部 ※1
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※2	7 箇 月		10 箇 月

- ※1 (1) ①囑託書、②囑託書の訳文、③送達すべき文書、④送達すべき文書の訳文の順で1セットを作成します。
- (2) 写しについても、①から④と同じ順で2セット作成します。
- (3) 以上の3セットを「一体」として綴じ、すべての文書について契印(書記官の職印で可)をしてください。
- 契印機によるときには、3セットすべてについて一貫して、一つの穴を空けること(外務省による認証が必要になるため。)
- ※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

コ ン ゴ 民 主 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、フラ ンス語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーフ ランス語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間 ※	期間不明		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

サウジアラビア王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使又は総領事の管轄区域はVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	7 箇 月		先例なし
VI 総領事の管轄区域	在サウジアラビア日本国大使	在ジッダ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在ジッダ日本国総領事	マッカ州、マディーナ州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

サモア独立国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (在ニュージーランド 日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、サモ ア語、英語又は受送達 者が解する言語の訳文 添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーサ モア語又は英語の訳文 添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (サモア語又は英語の 訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間 ※	先例なし		13 箇 月

(注) 上記送達方法が現在とり得る方法であるか疑義があるため、サモア独立国への送達の必要が生じた場合は最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ザンビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

サンマリノ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在イタリア日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、イタリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として必要※1	
V 期間※2	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Tribunale Unico of the Republic of San Marino 所在地 Via 28 Luglio n.194, 47893 Borgo Maggiore, Repubblica di San Marino		

※1 サンマリノ共和国に対する中央当局送達は、原則として費用が発生します。詳しい内容については、最高裁判所民事局等の国際司法共助担当係まで照会してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判

所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

シ リ ア ・ ア ラ ブ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

シンガポール共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、マレ ー語、英語又は受送達 者が解する言語のいづ れかの訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーマ レー語又は英語の訳文 添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (マレー語又は英語の 訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		4 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ジンバブエ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		
IV 費用	不 要		
V 期 間※	5 箇 月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ス イ ス 連 邦

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ドイ ツ語、フランス語、イ タリア語、ロマンシュ 語又は受送達者が解す る言語のいずれかの訳 文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中央当局の地域ごと に必要とされる言語の 訳文を添付。地域ごと に必要とされる訳文の 言語についてはVI) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてード イツ語、フランス語、 イタリア語又はロマン シュ語のいずれかの訳 文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ドイツ語、フランス 語、イタリア語又はロ マンシュ語のいずれか の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※1	4 箇 月	3 箇 月	6 箇 月

※1 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

VI 中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語 ※2	
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Appenzell A. RH. Postfach 162, 9043 Trogen Schweiz (Appenzell Ausserrhoden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Appenzell I. RH. Unteres Ziel 20, 9050 Appenzell Schweiz (Appenzell Innerrhoden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Gerichte Kanton Aargau Generalsekretariat Obere Vorstadt 40 5000 Aarau Schweiz (Aargau) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Basel-Landschaft Justizverwaltung Bahnhofplatz16, Postfach 635, 4410 Liestal Schweiz (Basel-Landschaft) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Appellationsgericht Basel-Stadt Bäumleingasse 1, 4051 Basel Schweiz (Basel-Stadt) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Bern, Zivilabteilung Cour suprême Berne, Section civile Hochschulstrasse 17, 3001 Bern Schweiz (Bern) ドイツ語又はフランス語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Fribourg Rue des Augustins 3 Case postale 1654 1701 Fribourg Suisse (Fribourg) フランス語又はドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal civil - Tribunal de première instance Place du Bourg-de-Four 1 Case postale 3736 1211 Genève 3 Suisse (Genève) フランス語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Glarus Spielhof 6 8750 Glarus Schweiz (Glarus) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Graubünden Poststrasse 14, Postfach 7000 Chur Schweiz (Graubünden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	DFJP - Service juridique 2, rue du 24-Septembre, 2800 Delémont Suisse (Jura) フランス語

名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Luzern Hirschengraben 16, Postfach 3569 6002 Luzern Schweiz (Luzern) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Secrétariat général du Pouvoir judiciaire Rue du Château 12, 2001 Neuchâtel Suisse (Neuchâtel) フランス語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Nidwalden Rathausplatz 1, 6371 Stans Schweiz (Nidwalden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Obwalden Poststrasse 6, Postfach 1260, 6061 Sarnen Schweiz (Obwalden) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht St. Gallen Klosterhof 1, 9001 St. Gallen Schweiz (St. Gallen) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Schaffhausen Frauengasse 17, 8200 Schaffhausen Schweiz (Schaffhausen) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Kantonsgericht Schwyz Kollegiumstrasse 28, Postfach 2265, 6431 Schwyz Schweiz (Schwyz) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Solothurn Zivilkammer, Amtshaus 1, Postfach 157, 4502 Solothurn Schweiz (Solothurn) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunale di appello, Rogatorie internazionali via Pretorio 16, 6901 Lugano Svizzera (Ticino) イタリア語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Thurgau Promenadenstrasse 12A, 8500 Frauenfeld Schweiz (Thurgau) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Obergericht Uri Rathausplatz 2, Postfach 6460 Altdorf UR 1 Schweiz (Uri) ドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Valais / Kantonsgericht Wallis, Palais de Justice/ Justizgebäude 1950 Sion 2 Suisse (Valais) フランス語又はドイツ語
名 称 所 在 地 言 語	Tribunal cantonal Vaud, Division Entraide judiciaire Palais de justice de l'Hermitage Route du Signal 8, 1014 Lausanne ADM cant VD Suisse (Vaud) フランス語

名 所 言	称 在 地 語	Obergericht Zug Rechtshilfe Kirchenstrasse 6 Postfach 760 6301 Zug Schweiz (Zug) ドイツ語
名 所 言	称 在 地 語	Obergericht Zürich Internationale Rechtshilfe Hirschengraben 15, Postfach 2401, 8021 Zürich Schweiz (Zürich) ドイツ語

※2 スイス連邦の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、() 内に表示した州名を参考を送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を特定してください。なお、() 部分は嘱託書に記載する必要はありません。

スーダン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		先例なし

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スウェーデン王国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が受 領を拒絶するおそれがあ る場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スウェ ーデン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スウェーデン語、デン マーク語又はノルウェー 語の訳文添付)・任意交 付による場合は、訳文不 要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてース ウェーデン語の訳文添 付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スウェーデン語の訳 文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	3 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 County Administrative Board of Stockholm The central authority for international service of documents 所在地 Box 22067 SE-104 22 STOCKHOLM Sweden		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルート

で囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ス ペ イ ン

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて -大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて-ス ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	1 2 箇 月	先例なし
VI 大使、総領 事の管轄区域	在スペイン日本国大 使	在バルセロナ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地 域	
	在バルセロナ日本国 総領事	バルセロナ県、ヘロナ県、レリダ県、タラゴナ県、カステ リヨン県、バレンシア県、アリカンテ県、バレアレス県	
VII 中央当局	名 称 Subdirección General de Cooperación Jurídica Internacional Ministerio de Justicia 所在地 C/San Bernardo, N° 62, 28071 MADRID SPAIN		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ス リ ナ ム 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、オランダ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーオランダ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (オランダ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スリランカ民主社会主義共和国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (シンハラ語、タミル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーシンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (シンハラ語又はタミル語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	1 2 箇 月	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Secretary, Ministry of Justice, Ministry of Justice, Law Reform and National Integration 所在地 P.O.Box 555 Superior Courts Complex Hulftsdorp COLOMBO 12 Sri Lanka		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スロバキア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間互助取決めはないが、送達の互助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スロバキア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スロバキア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてースロバキア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スロバキア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 Ministerstvo spravodlivosti Slovenskej republiky 所在地 Zupné námestie 13, 813 11 Bratislava, Slovak Republic		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

スロベニア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, スロベニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スロベニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてースロベニア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スロベニア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	5 箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 the Ministry of Justice of the Republic of Slovenia 所在地 Zupanciceva 3, 1000 LJUBLJANA Slovenia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

セ ー シ ョ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 英語, フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語又はフランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語又はフランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書(英語又はフランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the Supreme Court 所在地 PO Box 157, Victoria, Republic of Seychelles		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

セ ル ビ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 ※1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、セルビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (セルビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーセルビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (セルビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice and Public Administration of the Republic of Serbia Department for International Legal Assistance in Civil Matters 所在地 Nemanjina 22/26 11000 Belgrade Republic of Serbia		

※1 現在とり得る方法であるか疑義があるため、管轄裁判所送達の必要が生じた場合は、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例(モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロにおいて実施したものを含む。)において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

セントビンセント及びグレナディーン諸島

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在トリニダード・トバゴ日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文 添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 the Registrar of the High Court of Justice 所在地 Kingstown Saint Vincent and the Grenadines		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦

アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、グルジア、
タジキスタン共和国、トルクメニスタン

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3 号, 2項)	外交上の経路による送達 (民訴条約1条3項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ロシ ア語又は受送達者が解 する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あて一口 シア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が 必要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

(注) これらの国が、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の条約関係を承継するか否かについては、
未確定の状態です。

送達の必要が生じた場合は、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照
会してください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑
託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルート
で囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

タイ王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、タイ 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてータイ 語の訳文添付) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (タイ語の訳文添付) 2 通 ※1
IV 費用	不 要		必 要 ※2
V 期 間※3	4 箇 月		8 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在タイ日本国大使	在チェンマイ日本国総領事の管轄に属する地域を除く 地域	
	在チェンマイ日本国総 領事	チェンマイ県、ランパーン県、ランブーン県、チェン ライ県、バヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プ レー県、ウタラディット県	

※1 管轄裁判所送達に際し、囑託書及び送達文書については同じものを2通用意してください
(タイ王国側の要請)。

※2 タイへの管轄裁判所送達においては、翻訳証明費用と送達実施費用とが別々に請求されま
す。費用の振込みに当たっては、相手方口座への入金額に不足が生じないように配慮してくだ
さい。

※3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所
が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一
ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

大 韓 民 国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, 韓国 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一韓 国語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (韓国語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	6 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在大韓民国日本国大使	在釜山及び在済州の各日本国総領事の管轄に属する地 域を除く地域	
	在釜山日本国総領事	釜山広域市, 蔚山広域市, 大邱広域市, 慶尚北道, 慶尚 南道	
	在済州日本国総領事	済州道	
VII 中央当局	名 称 National Court Administration Attn:Director of International Affairs 所在地 Seocho-daero219, Seocho-gu SEOUL 137-750 Republic of Korea		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

タンザニア連合共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書※1 (管轄裁判所あてース ワヒリ語又は英語の訳 文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スワヒリ語又は英語 の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用			必 要
V 期 間※2			先例なし

※1 嘱託書の受送達者の宛先は、現住所を記載する必要がある、単に私書箱を記載するだけでは足りません。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

チ　ェ　コ　共　和　国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, チェコ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (チェコ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーチェコ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (チェコ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	4 箇 月	3 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Czech Republic 所在地 Vysehradská 16, 128 10 Praha 2, Czech Republic		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

中華人民共和國（香港、マカオを除く。）

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて—大使, 総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 中国語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (中国語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—中国語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (中国語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	6 箇 月	4 箇 月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在中華人民共和國日本国大使	在青島, 在広州, 在上海, 在重慶, 在瀋陽及び在香港の各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在青島日本国総領事	山東省	
	在広州日本国総領事	広東省, 海南省, 福建省, 広西壮族自治区	
	在上海日本国総領事	上海市, 江蘇省, 浙江省, 安徽省, 江西省	
	在重慶日本国総領事	重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省	
	在瀋陽日本国総領事	黒龍江省, 吉林省, 遼寧省	

VII 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of Judicial Assistance and Cooperation Division of Judicial Assistance 所在地 Ministry of Justice International Legal Cooperation Center (ILCC) 6, Chaoyangmen Nandajie, Chaoyang District, BEIJING P. C. 100020 People's Republic of China
----------	---

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

中 華 人 民 共 和 国（香港）

	A ル ー ト		B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)		中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事件 以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (総領事の管轄区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, 中国語, 英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通		1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中国語又は英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—中国語又は英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又は英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月		5 箇 月	先例なし
VI 総領事の管轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域		
VII 中央当局 (指定当局, 送達条約18 条1項)	名 称	Chief Secretary for Administration Hong Kong Special Administrative Region Government 所在地 Room 321, 3/F, East Wing, Central Government Offices 2 Tim Mei Avenue Admiralty Hong Kong, China		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

中 華 人 民 共 和 国 (マカオ)

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (総領事あてー総領事 の管轄区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、中国 語、ポルトガル語又は 受送達者が解する言語 の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー中 国語又はポルトガル語 の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガ ル語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 総領事の管 轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に 属する地域	
VII 中央当局 (指定当局、 送達条約18 条1項)	名 称 所在地 the Procuratorate of the Macao Special Administrative Region. 7th Floor Dynasty Plaza Building Alameda Dr. Carlos D'Assumpcao NAPE, Macao		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑

託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

チ リ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて一送達すべ き文書に訳文が付いて いるときは、庁印の押 捺が必要) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付。 庁印の押捺が必要) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 1 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

デンマーク王国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、デンマーク語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (デンマーク語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーデンマーク語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (デンマーク語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	3 箇 月	5 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice, Civil Law Division 所在地 Slotsholmsgade 10, 1216 COPENHAGEN K		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ド イ ツ 連 邦 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使, 総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ドイツ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてドイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※1	4 箇 月	4 箇 月	8 箇 月
VI 大使, 総領事の管轄区域	在ドイツ日本国大使 在デュッセルドルフ日本国総領事 在フランクフルト日本国総領事 在ミュンヘン日本国総領事	在デュッセルドルフ, 在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域 ノルトライン・ヴェストファーレン州 ヘッセン州, ラインラント・プファルツ州, ザールラント州 バイエルン州, バーデン・ヴュルテンベルク州	

※1 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

VII 中央当局の名称及び所在地 ※ 2	
名 称 所 在 地	Präsident des Amtsgerichts Freiburg Holzmarkt 2, 79098 FREIBURG Bundesrepublik Deutschland (Baden-Württemberg)
名 称 所 在 地	Präsidentin des Oberlandesgerichts München Prielmayerstrasse 5 80097 München Bundesrepublik Deutschland (Bayern)
名 称 所 在 地	Senatsverwaltung für Justiz von Berlin Salzburger Strasse 21-25, 10825 Berlin Bundesrepublik Deutschland (Berlin)
名 称 所 在 地	Der Präsident des Landgerichts Domsheide 16, 28195 Bremen Bundesrepublik Deutschland (Bremen)
名 称 所 在 地	Präsident des Amtsgerichts Hamburg Sievekingplatz 1, 20355 Hamburg Bundesrepublik Deutschland (Hamburg)
名 称 所 在 地	Der Präsident des Oberlandesgerichts Frankfurt am Main Zeil 42, Postfach 10 01 01, 60313 Frankfurt am Main Bundesrepublik Deutschland (Hessen)
名 称 所 在 地	Niedersächsisches Justizministerium Am Waterlooplatz 1, 30169 Hannover Bundesrepublik Deutschland (Niedersachsen)
名 称 所 在 地	Die Präsident des Oberlandesgerichts Düsseldorf Cecilienallee 3, 40474 Düsseldorf Bundesrepublik Deutschland (Nordrhein-Westfalen)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz des Landes Rheinland-Pfalz Ernst-Ludwig-Strasse 3, 55116 Mainz Bundesrepublik Deutschland (Rheinland-Pfalz)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz, Arbeit, Gesundheit und Soziales des Saarlandes Franz-Josef-Röder-Straße 23 66119 Saarbrücken Bundesrepublik Deutschland (Saarland)

名 称 所 在 地	Ministerium für Justiz, Arbeit und Europa des Landes Schleswig-Holstein Lorentzendamm 35, 24103 Kiel Bundesrepublik Deutschland (Schleswig-Holstein)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz des Landes Brandenburg Heinrich-Mann-Allee 107, 14460 Potsdam Bundesrepublik Deutschland (Brandenburg)
名 称 所 在 地	Justizministerium Mecklenburg-Vorpommern 19048 Schwerin Puschkinstrasse 19-21 19055 Schwerin Bundesrepublik Deutschland (Mecklenburg-Vorpommern)
名 称 所 在 地	Präsident des Oberlandesgerichts Dresden Schlossplatz 1, 01067 Dresden Bundesrepublik Deutschland (Sachsen)
名 称 所 在 地	Ministerium der Justiz Hegelstr.40-42, 39104 Magdeburg Bundesrepublik Deutschland (Sachsen-Anhalt)
名 称 所 在 地	Thüringer Justizministerium Werner-Seelenbinder-Strasse 5, 99096 Erfurt Bundesrepublik Deutschland (Thüringen)

※2 ドイツ連邦共和国の中央当局は州ごとに異なります。嘱託に際しては、（ ）内に表示した州名を参考に、送達地がどの州に属するかを調査した上で、嘱託すべき中央当局を特定してください。なお、この（ ）内部分は、嘱託書に記載する必要はありません。

ドミニカ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

トルコ共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告費用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, トル コ語又は受送達者が解 する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (トルコ語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー トルコ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (トルコ語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	7 箇 月	4 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在トルコ日本国大使	在イスタンブール日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域	
	在イスタンブール日 本国総領事	アイドゥン県, バルケシル県, ビレジック県, ブルサ県, チャナッカレ県, デニズリ県, エディルネ県, イスタンブ ール県, イズミル県, クルクラレーリ県, コジャエリ県, キュタヒア県, マニサ県, ムーラ県, サカリア県, デキル ダー県, ウシャク県, ヤロヴァ県	
VII 中央当局	名 称 Ministry of Justice General Directorate of International Law and Foreign Relations 所在地 Mustafa Kemal Mahallesi 2151 Cadde No:34/A Söğütözü ANKARA TURKEY		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ト ン ガ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず本ルート		
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (在フィジー諸島共和 国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		
IV 費 用	不 要		
V 期 間※	先例なし		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ナイジェリア連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	6 箇 月		8 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ニカラグア共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 7 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ニュージーランド

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		9 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ニュージーランド 日本国大使	在オークランド日本国総領事の管轄に属する地域を除く 地域	
	在オークランド日本 国総領事	北島のワイトモ、ルアペフ、タウポ、ワカタネ及びオポ ティキの各地区以北の地域	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ネパール連邦民主共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ネパール語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーネパール語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ネパール語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期間 ※	4 箇 月		先例なし

(注) ネパール王国当時は領事送達が行われた事例もありましたが、その後、ネパール王国政府よりいずれの方法によっても送達できない旨の回答があったため、裁判文書を送達する方法はありませんでした。ネパール連邦民主共和国への国名変更後、送達実施が可能であるかどうかの確認は取れていませんので、同国への送達を実施する際は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係までお問い合わせください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ノ ル ウ ェ ー 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ノルウェー語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ノルウェー語, デンマーク語又はスウェーデン語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーノルウェー語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ノルウェー語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	4 箇 月	5 箇 月
VI 中央当局	名 称 The Royal Ministry of Justice and Public Security Department of Civil Affairs 所在地 P.O. Box 8005 Dep 0030 OSLO Norway		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルート

で囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

パキスタン・イスラム共和国

	A ルー ト		B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)		中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて ー大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ウル ドゥー語, 英語又は受 送達者が解する言語の いずれかの訳文添付) 1 通		1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーウ ルドゥー語又は英語の 訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ウルドゥー語又は英 語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月		8 箇 月	6 箇 月
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在パキスタン日本国 大使	在カラチ日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域		
	在カラチ日本国総領 事	バロチスタン州, シンド州		
VII 中央当局	名 称 The Solicitor, Ministry of Law and Justice 所在地 R Block, Pak. Sectt. Islamabad Pakistan			

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バチカン市国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号、2項)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合、
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、イタリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通	1 囑託書 (管轄裁判所あてーイタリア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (イタリア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必要	必 要
V 期 間 ※	先例なし	先例なし	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

パ ナ マ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてースペイン語の訳文添付。庁印の押なつが必要) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1通 写し 1部 ※1
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※2	6 箇 月		1 2 箇 月

- ※1 (1) ①囑託書, ②囑託書の訳文, ③送達すべき文書, ④送達すべき文書の訳文の順で, 1セットを作成します。
 (2) 写しについても, ①から④と同じ順で1セット作成します。
 (3) 以上の2セットを「一体」として綴じ, すべての文書について契印(書記官の職印で可)をしてください。

契印機によるときには, 2セットすべてについて一貫して, 一つの穴を空けること(外務省による認証が必要になるため。)

- ※2 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

バ ハ マ 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Office of the Attorney General 所在地 Post Office Building, East Hill Street, P.O.Box N-3007 NASSAU, Bahamas		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パプアニューギニア独立国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、ピジン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—英語又はピジン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語又はピジン語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	7 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パ ラ オ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は、英語又は受 送達者が解する 言語の 訳文添付) 1 通		
IV 費 用	不 要		
V 期 間※	3 箇月		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

パ ラ グ ア イ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		1 0 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バ ル バ ド ス

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれが ある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場 合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the Supreme Court of Barbados Registration Department 所在地 Coleridge Street, Bridgetown, Barbados, W. I.		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ハンガリー

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は, ハンガリ ー語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ハンガリー語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーハ ンガリー語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ハンガリー語の訳文 添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Public Administration and Justice Department of Justice Cooperation and Private International Law 所在地 P.O. Box 2, 1357 Budapest Kossuth tér 2-4. 1055 BUDAPEST, Hungary		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

バングラデシュ人民共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト		外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	1 2 箇 月		6 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルー トで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

フ ィ ジ ー 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、フィ ジー語、ヒンディー語 , 英語又は受送達者が 解する言語のいずれか の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーフ ィジー語、ヒンディー 語又は英語のいずれか の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フィジー語、ヒンデ ィー語又は英語のいづ れかの訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	5 箇 月		2 3 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

フィリピン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 ※1 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 、スペイン語、タガロ グ語又は受送達者が解 する言語のいずれかの 訳文添付) 1 通		1 囑託書 ※1 (管轄裁判所あてー英 語、スペイン語又はタ ガログ語のいずれかの 訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語、スペイン語又 はタガログ語のいずれ かの訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※2	3 箇 月		7 箇 月

※1 囑託書には、可能な限り、受送達者の電話番号を記載してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が
囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルー

トで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

フィンランド共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について受送達者が受 領を拒絶するおそれがある 場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、フィン ランド語、スウェー デン語又は受送達者が 解する言語のいずれかの 訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フィンランド語又は スウェーデン語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーフ ィンランド語又はスウ ェーデン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フィンランド語又は スウェーデン語の訳文 添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 P.O.Box 25 FIN-00023 Government Finland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ブラジル連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等			1 嘱託書 ※1 (管轄裁判所あて) 1 通 写し 4 部 2 送達すべき文書 1 通 写し 3 部 (注) 1 及び 2 の写しのうち、各 1 部はブラジル連邦共和国の公証翻訳人用であるから、固有名詞(地名・人名等)にはひら仮名で振り仮名を付ける。
IV 費用			必要
V 期間 ※2			14 箇月

※1 嘱託書には、可能な限り、受送達者の生年月日及び両親名を記載してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一

ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

フ ラ ン ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あてー大使, 総領事の管轄区域はVII) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	7 箇 月	6 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministère de la Justice, Direction des Affaires civiles et du Sceau Bureau de l'Entraide civile et commerciale internationale 所在地 13, Place Vendôme, 75042 Paris Cedex 01, France.		

Ⅶ 大使、総領事の管轄区域	
在フランス日本国大使	在マルセイユ及び在ストラスブールの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域
在マルセイユ日本国総領事	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏、オーヴェルニュ地域圏、コルス地域圏、ラングドック・ルシヨン地域圏、ミディ・ピレネー地域圏、ローヌ・アルプ地域圏
在ストラスブール日本国総領事	アルザス地域圏、フランシュ・コンテ地域圏、ロレーヌ地域圏、シャンパーニュ・アルデンヌ地域圏中オート・マルヌ県

※「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ブルガリア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ブルガリア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ブルガリア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 Ministry of Justice and European Legal Integration 所在地 1, "Slavianska", str. 1040 Sofia BULGARIA		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ブルネイ・ダルサラーム国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用			必 要 ※1
V 期 間※2			11 箇 月

※1 過去において、送達結果が到着してから約4箇月後に送達実施費用の請求があった事例があります。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベトナム社会主義共和国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて —大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ベト ナム語又は受送達者が 解する言語の訳文添 付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—ベ トナム語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ベトナム語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		1 5 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ベトナム日本国大使	ベトナム(ホーチミン市を除く。)	
	在ホーチミン日本国総領 事	ホーチミン市	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベネズエラ・ボリバル共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの (行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, スペイン語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてース페인語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Popular Power for Foreign Affairs Bureau of Consular Relations 所在地 Avenue Urdaneta Corner of "Carmelitas" to "Puente Llaguno" Building adjoining the tower "MRE" Caracas, 1010, Venezuela		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ル

ートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベラルーシ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ベラルーシ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地は不明) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ベラルーシ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーベラルーシ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ベラルーシ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 Ministry of Justice of the Republic of Belarus 所在地 ul. Kollektornaya, 10 220048 Minsk, Belarus		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベ リ ー ズ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在ジャマイカ日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (法務大臣あて—英語の訳文添付) 1 通 写し 3 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 2 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	1 2 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Foreign Affairs 所在地 NEMO Building, P.O. Box 174 Belmopan City, Cayo District, Belize, Central America		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ペ ル ー 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、スペイン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—スペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添付) 1 通 写し 1 部 ※1
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※2	4 箇 月		9 箇 月

※1 囑託書及び送達すべき文書を通した通し丁数を、右上余白部分に算用数字で付す必要があります。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ベ ル ギ ー 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フランス語、フラマン語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フランス語又はフラマン語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて—フランス語又はフラマン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語又はフラマン語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	5 箇 月	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Service Public Fédéral de la Justice Service d'entraide internationale en matière civile 所在地 Boulevard de Waterloo, 115 1000 BRUXELLES Belgique		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ボスニア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ボスニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーボスニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ボスニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名称 the Ministry of Justice of the Republic of Bosnia and Herzegovina 所在地 Trg Bosne i Hercegovine 1 71000 SARAJEVO Bosnia and Herzegovina		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルート

で囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ボツワナ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Minister of State in the Office of the President of the Republic of Botswana 所在地 Private Bag 1, Gaborone, Botswana		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ポ ー ラ ン ド 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ポーランド語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ポーランド語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーポーランド語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ポーランド語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	3 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice (Ministerstwo Sprawiedliwosci) Departament Współpracy Miedzynarodowej i Praw Czlowieka 所在地 Al.Ujazdowskie 11,00-950 Warsaw P.O. Box 33 Poland		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ボリビア多民族国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ス ペイン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部 ※ 1
IV 費用	不 要		必 要
V 期間※ 2	6 箇 月		1 4 箇 月

※ 1 外務省による公印確認(費用は不要)及び在日ボリビア多民族国大使館による領事認証(費用が必要)が必要です。事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ポ ル ト ガ ル 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ポルトガル語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーポルトガル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	先例なし	9 箇 月
VI 中央当局	名 称 Direcção-Geral da Administração da Justiça 所在地 Av. D. João II, n° 1.08.01 D/E Pisos 0, 9° ao 14° 1990-097 Lisbon Portugal		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ホンジュラス共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かに関わ らず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費用			原則として必要
V 期間※			先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在オーストリア共和国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, マケドニア語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (マケドニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—マケドニア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (マケドニア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	6 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Dimitrie Cupovski no. 9 1000 Skopje		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ー シ ャ ル 諸 島 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又はA ルートで囑託すると受送達 者が受領を拒絶するおそれ がある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて一英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		原則として必要
V 期 間※	3 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ラ ウ イ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (在ザンビア共和国日 本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語のいずれかの訳文 添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the High Court of Malawi 所在地 P.O. Box 30244, Blantyre 3, Malawi		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ ル タ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在イタリア日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, マルタ語, 英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (マルタ語又は英語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費 用	不 要	原則として不要	
V 期 間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名 称 Attorney General Office 所在地 The Palace Valletta Malta		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

マ レ ー シ ア

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて —大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、マレ ー語又は受送達者が解 する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—マ レー語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (マレー語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	3 箇 月		9 箇 月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在マレーシア日本国 大使	マレーシア(在ペナン日本国総領事の管轄地域を除く。)	
	在ペナン日本国総領 事	ペナン州、ケダ州、ペルリス州、ベラ州、クランタン州、 トレンガヌ州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ミクロネシア連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あて—英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		原則として必要
V 期 間※	4 箇 月		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

南 ア フ リ カ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	7 箇 月		1 2 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託先に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ミャンマー連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ビルマ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてービルマ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ビルマ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要		必 要
V 期 間※	3 箇 月		7 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

メ キ シ コ 合 衆 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが, 送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受送 達者が受領を拒絶するおそ れがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, スペ イン語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 ※1 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてース ペイン語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (スペイン語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	4 箇 月	先例なし	9 箇 月
VI. 中央当局	名 称 Ministry of Foreign Affairs Directorate-General of Legal Affairs 所在地 Plaza Juárez No. 20, Planta Baja, Edificio Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal		

※1 メキシコ合衆国については, 要請書, 証明書及び文書の要領(以下, 「要請書等」という。)

に英語又はフランス語のほか、スペイン語の記載が必要です。最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係で、要請書等のひな形を用意してありますので、必要な場合はお問い合わせください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モナコ公国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在フランス共和国日本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	
IV 費用	不要	原則として不要	
V 期間※	先例なし	先例なし	
VI 中央当局	名称 Direction des Services judiciaires, Palais de Justice 所在地 5, rue Colonel Bellando de Castro MC - 98000 MONACO		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ル ド バ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (在ウクライナ大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, モルドバ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (モルドバ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーモルドバ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (モルドバ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 the Ministry of Justice of the Republic of Moldova 所在地 str. 31 August 1989 82 or.Chisinau MD 2012		

※ 「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ロ ッ コ 王 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、アラビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてーアラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministère de la Justice 所在地 Place de la Mamounia 10000 RABAT, Maroc		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ン ゴ ル 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、モン ゴル語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーモン ゴル語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (モンゴル語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	4 箇 月		5 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

モ ン テ ネ グ ロ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 ※ 1 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, モンテネグロ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地については VI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーモンテネグロ語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (モンテネグロ語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※ 2	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Montenegro 所在地 Vuka Karadzica br.3 81 000 Podgorica		

※ 1 現在とり得る方法であるか疑義があるため, 管轄裁判所送達の必要が生じた場合は, 最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※ 2 「V 期間」欄には, 過去の例(モンテネグロ独立前のセルビア・モンテネグロにおいて実施したものを含む。)において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ヨルダン・ハシェミット王国

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	先例なし		5 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ラ ト ビ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ラトビア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ラトビア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーラトビア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ラトビア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Brivibas blvd. 36, Riga, LV-1536, Latvia		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リトアニア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, リトアニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し1部 2 送達すべき文書 (リトアニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてー英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不要	原則として不要	必要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice 所在地 Gedimino Ave. 30 LT-01104		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リ ヒ テ ン シ ュ タ イ ン 公 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (条約又は二国間共助取 決めはないが、送達の共 助が行われ得るもの)
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてード イツ語の訳文添付) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ドイツ語の訳文添付) 2 通 写し 1 部
IV 費 用			原則として必要
V 期 間※			3 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

リ ビ ア

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	期間不明		先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

リ ベ リ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルート		外国人に対する場合又は Aルートで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語の訳文添付) 1 通		1 囑託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	期間不明		7 箇 月

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ルクセンブルク大公国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、フランス語、ドイツ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (フランス語又はドイツ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーフランス語又はドイツ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (フランス語又はドイツ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	必 要	必 要
V 期 間※	3 箇 月	3 箇 月	先例なし
VI 中央当局	名 称 Parquet Général près la Cour Supérieure de Justice 所在地 Cité judiciaire, Batiment CR L-2080 Luxembourg		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ル　ー　マ　ニ　ア

	A ル　ー　ト	B ル　ー　ト	C ル　ー　ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, ルーマニア語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 依頼書 (管轄裁判所あて—ルーマニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	7 箇 月	先例なし	7 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice Department of International Law and Treaties Unit of judicial co-operation in civil and commercial matters 所在地 Strada Apollodor 17 sector 5 Bucuresti, cod 050741 Romania		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑

託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。

ル　ワ　ン　ダ　共　和　国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)		
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート		
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 1 通※1		
IV 費 用	不 要		
V 期 間※2	先例なし		

※1 訳文については、嘱託の際、事前に最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

レバノ ン 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (民訴条約6条1項3号)	指定当局送達 (民訴条約1条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか わらず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、アラ ビア語又は受送達者が 解する言語の訳文添付) 1 通	1 依頼書 (大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通	1 囑託書 (管轄裁判所あてーア ラビア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (アラビア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が 必要	必 要
V 期 間※	先例なし	6 箇 月	先例なし

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

ロ シ ア 連 邦

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は Aルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ロシ ア語又は受送達者が解 する言語のいずれかの 訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所 在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あてーロ シア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添 付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	1 3 箇 月	先例なし
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在ロシア連邦日本国 大使	在ウラジオストク, 在サンクトペテルブルク, 在ハバロフス ク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事の管轄に属す る地域を除く地域	
	在ウラジオストク日 本国総領事	沿海地方, カムチャツカ州, マガダン州及びコリヤーク自 治管区	
	在サンクトペテルブ ルク日本国総領事	サンクトペテルブルク市, レニングラード州	
	在ハバロフスク日本 国総領事	ブリヤート共和国, サハ共和国(ヤクーチヤ), ハバロフス ク地方, アムール州, イルクーツク州, チタ州, ユダヤ自治 州及びアギン・ブリヤート自治管区	
	在ユジノサハリンス ク日本国総領事	サハリン州	
VII 中央当局	名 称 The Ministry of Justice of the Russian Federation 所在地 ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 119991 Russian Federation		

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

カリフォルニア州管轄総領事検索



各種データを基に、便宜上取りまとめたものです。

各市及び主要な町が、どの郡及び管轄総領事に属するかについて、アルファベット順に並んでいます。

疑義のある場合には、各担当者において御確認ください。

検索:

※City&Townを入力してください。

頭文字だけの検索も可能です。

結果が表示されるまで時間がかかります。

City&Town	検索結果: 1037件 County(郡)	管轄総領事
Acton	Los Angeles	ロサンゼルス
Adelanto	San Bernardino	ロサンゼルス
Agoura Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Alameda	Alameda	サンフランシスコ
Alamo	Contra Costa	サンフランシスコ
Albany	Alameda	サンフランシスコ
Alhambra	Los Angeles	ロサンゼルス
Aliso Viejo	Orange	ロサンゼルス
Almanor	Plumas	サンフランシスコ
Alondra Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Alpaugh	Tulare	サンフランシスコ
Alpine	San Diego	ロサンゼルス
Alta Sierra	Nevada	サンフランシスコ
Altadena	Los Angeles	ロサンゼルス
Alturas	Modoc	サンフランシスコ
Alum Rock	Santa Clara	サンフランシスコ
Amador city	Amador	サンフランシスコ
American Canyon	Napa	サンフランシスコ
Anaheim	Orange	ロサンゼルス
Anderson	Shasta	サンフランシスコ
Angels	Calaveras	サンフランシスコ
Angwin	Napa	サンフランシスコ

Antioch	Contra Costa	サンフランシスコ
Apple Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Aptos	Santa Cruz	サンフランシスコ
Aptos Hills-Larkin Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Arbuckle	Colusa	サンフランシスコ
Arcadia	Los Angeles	ロサンゼルス
Arcata	Humboldt	サンフランシスコ
Arden-Arcade	Sacramento	サンフランシスコ
Armona	Kings	サンフランシスコ
Arnold	Calaveras	サンフランシスコ
Aromas	Monterey	サンフランシスコ
	San Benito	
Arroyo Grande	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Artesia	Los Angeles	ロサンゼルス
Arvin	Kern	サンフランシスコ
Ashland	Alameda	サンフランシスコ
Atascadero	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Atherton	San Mateo	サンフランシスコ
Atwater	Merced	サンフランシスコ
Auberry	Fresno	サンフランシスコ
Auburn	Placer	サンフランシスコ
August	San Joaquin	サンフランシスコ
Avalon	Los Angeles	ロサンゼルス
Avenal	Kings	サンフランシスコ
Avery	Calaveras	サンフランシスコ
Avocado Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Azusa	Los Angeles	ロサンゼルス
Bakersfield	Kern	サンフランシスコ
Baldwin Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Banning	Riverside	ロサンゼルス
Barstow	San Bernardino	ロサンゼルス
Bay Point	Contra Costa	サンフランシスコ
Bayview	Humboldt	サンフランシスコ
Bayview-Montalvin	Contra Costa	サンフランシスコ
Baywood-Los Osos	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Beale Air Force Base	Yuba	サンフランシスコ

Bear Valley	Alpine Mariposa	サンフランシスコ
Bear Valley Springs	Kern	サンフランシスコ
Beaumont	Riverside	ロサンゼルス
Beckwourth	Plumas	サンフランシスコ
Belden	Plumas	サンフランシスコ
Bell	Los Angeles	ロサンゼルス
Bell Gardens	Los Angeles	ロサンゼルス
Bellflower	Los Angeles	ロサンゼルス
Belmont	San Mateo	サンフランシスコ
Belvedere	Marin	サンフランシスコ
Ben Lomond	Santa Cruz	サンフランシスコ
Benicia	Solano	サンフランシスコ
Berkeley	Alameda	サンフランシスコ
Bermuda Dunes	Riverside	ロサンゼルス
Bethel Island	Contra Costa	サンフランシスコ
Beverly Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Big Bear City	San Bernardino	ロサンゼルス
Big Bear Lake	San Bernardino	ロサンゼルス
Big Bend	Placer	サンフランシスコ
	Shasta	
	Butte	
	Sonoma	
Big Pine	Inyo	サンフランシスコ
Big River	San Bernardino	ロサンゼルス
Biggs	Butte	サンフランシスコ
Biola	Fresno	サンフランシスコ
Bishop	Inyo	サンフランシスコ
Black Point	Marin	サンフランシスコ
Blairsden	Plumas	サンフランシスコ
Bloomington	San Bernardino	ロサンゼルス
Blue Lake	Humboldt	サンフランシスコ
Bluewater	San Bernardino	ロサンゼルス
Blythe	Riverside	ロサンゼルス
Bodega Bay	Sonoma	サンフランシスコ
Bodfish	Kern	サンフランシスコ

Bolinas	Marin	サンフランシスコ
Bombay	Sacramento	サンフランシスコ
Bonita	San Diego	ロサンゼルス
	Madera	サンフランシスコ
Bonsall	San Diego	ロサンゼルス
Bootjack	Mariposa	サンフランシスコ
Boron	Kern	サンフランシスコ
Borrego Springs	San Diego	ロサンゼルス
Bostonia	San Diego	ロサンゼルス
Boulder Creek	Santa Cruz	サンフランシスコ
Bowles	Fresno	サンフランシスコ
Boyes Hot Springs	Sonoma	サンフランシスコ
Bradbury	Los Angeles	ロサンゼルス
Bradley	Monterey	サンフランシスコ
Brawley	Imperial	ロサンゼルス
Brea	Orange	ロサンゼルス
Brentwood	Contra Costa	サンフランシスコ
Brisbane	San Mateo	サンフランシスコ
Broadmoor	San Mateo	サンフランシスコ
Bucks Lake Guard Station	Plumas	サンフランシスコ
Buellton	Santa Barbara	ロサンゼルス
Buena Park	Orange	ロサンゼルス
Buena Vista	Amador	
	Sonoma	サンフランシスコ
	Tehama	
Burbank	Los Angeles	ロサンゼルス
	Santa Crara	サンフランシスコ
Burlingame	San Mateo	サンフランシスコ
Burney	Shasta	サンフランシスコ
Buttonwillow	Kern	サンフランシスコ
Byron	Contra Costa	サンフランシスコ
Cabazon	Riverside	ロサンゼルス
Calabasas	Los Angeles	ロサンゼルス
Calexico	Imperial	ロサンゼルス
California City	Kern	サンフランシスコ
Calimesa	Riverside	ロサンゼルス

Calipatria	Imperial	ロサンゼルス
Calistoga	Napa	サンフランシスコ
Calwa	Fresno	サンフランシスコ
Camarillo	Ventura	ロサンゼルス
Cambria	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Cambrian Park	Santa Clara	サンフランシスコ
Cameron Park	El Dorado	サンフランシスコ
Camp Pendleton North	San Diego	ロサンゼルス
Camp Pendleton South	San Diego	ロサンゼルス
Campbell	Santa Clara	サンフランシスコ
Cantua Creek	Fresno	サンフランシスコ
Canyon Lake	Riverside	ロサンゼルス
Canyondam	Plumas	サンフランシスコ
Capitola	Santa Cruz	サンフランシスコ
Caribou	Plumas	サンフランシスコ
Carlsbad	San Diego	ロサンゼルス
Carmel- by-the-Sea	Monterey	サンフランシスコ
Carmel Valley Village	Monterey	サンフランシスコ
Carmichael	Sacramento	サンフランシスコ
Carpinteria	Santa Barbara	ロサンゼルス
Carson	Los Angeles	ロサンゼルス
Cartago	Inyo	サンフランシスコ
Caruthers	Fresno	サンフランシスコ
Casa Conejo	Ventura	ロサンゼルス
Casa de Oro-Mount Helix	San Diego	ロサンゼルス
Castro Valley	Alameda	サンフランシスコ
Castroville	Monterey	サンフランシスコ
Cathedral City	Riverside	ロサンゼルス
Cayucos	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Ceres	Stanislaus	サンフランシスコ
Cerritos	Los Angeles	ロサンゼルス
Challenge-Brownsville	Yuba	サンフランシスコ
Channel Islands Beach	Ventura	ロサンゼルス
Charter Oak	Los Angeles	ロサンゼルス
Cherry Valley	Riverside	ロサンゼルス
Cherryland	Alameda	サンフランシスコ

Chester	Plumas	サンフランシスコ
Chico	Butte	サンフランシスコ
Chilcoot	Plumas	サンフランシスコ
China Lake	Kern	サンフランシスコ
Chinese Camp	Tuolumne	サンフランシスコ
Chino	San Bernardino	ロサンゼルス
Chino Hills	San Bernardino	ロサンゼルス
Chowchilla	Madera	サンフランシスコ
Chualar	Monterey	サンフランシスコ
Chula Vista	San Diego	ロサンゼルス
Citrus	Los Angeles	ロサンゼルス
Citrus Heights	Sacramento	サンフランシスコ
Claremont	Los Angeles	ロサンゼルス
Clayton	Contra Costa	サンフランシスコ
Clearlake	Lake	サンフランシスコ
Clearlake Oaks	Lake	サンフランシスコ
Clio	Plumas	サンフランシスコ
Cloverdale	Sonoma	サンフランシスコ
Clovis	Fresno	サンフランシスコ
Clyde	Contra Costa	サンフランシスコ
	Imperial	ロサンゼルス
Coachella	Riverside	ロサンゼルス
Coalinga	Fresno	サンフランシスコ
Cobb	Lake	サンフランシスコ
Colfax	Placer	サンフランシスコ
Colma	San Mateo	サンフランシスコ
Colton	San Bernardino	ロサンゼルス
Columbia	Tuolumne	サンフランシスコ
Colusa	Colusa	サンフランシスコ
Commerce	Los Angeles	ロサンゼルス
Compton	Los Angeles	ロサンゼルス
Concord	Contra Costa	サンフランシスコ
Concow	Butte	サンフランシスコ
Copperopolis	Calaveras	サンフランシスコ
Corcoran	Kings	サンフランシスコ
Corning	Tehama	サンフランシスコ

Corona	Riverside	ロサンゼルス
Coronado	San Diego	ロサンゼルス
Corralitos	Santa Cruz	サンフランシスコ
Corte Madera	Marin	サンフランシスコ
Costa Mesa	Orange	ロサンゼルス
Cotati	Sonoma	サンフランシスコ
Coto de Caza	Orange	ロサンゼルス
Cottonwood	Shasta	サンフランシスコ
Country Club	San Joaquin	サンフランシスコ
Covelo	Mendocino	サンフランシスコ
Covina	Los Angeles	ロサンゼルス
Crescent City	Del Norte	サンフランシスコ
Crescent City North	Del Norte	サンフランシスコ
Crescent Mills	Plumas	サンフランシスコ
Crest	San Diego	ロサンゼルス
Crestline	San Bernardino	ロサンゼルス
Crockett	Contra Costa	サンフランシスコ
Cromberg	Plumas	サンフランシスコ
Cudahy	Los Angeles	ロサンゼルス
Culver City	Los Angeles	ロサンゼルス
Cupertino	Santa Clara	サンフランシスコ
Cutler	Tulare	サンフランシスコ
Cutten	Humboldt	サンフランシスコ
Cypress	Orange	ロサンゼルス
Daly City	San Mateo	サンフランシスコ
Dana Point	Orange	ロサンゼルス
Danville	Contra Costa	サンフランシスコ
Davis	Yolo	サンフランシスコ
Day Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Deer Park	Napa	サンフランシスコ
Del Aire	Los Angeles	ロサンゼルス
Del Mar	San Diego	ロサンゼルス
Del Monte Forest	Monterey	サンフランシスコ
Del Ray Oaks	Monterey	サンフランシスコ
Del Rey	Fresno	サンフランシスコ
Del Rio Woods	Sonoma	サンフランシスコ

Delano	Kern	サンフランシスコ
Delhi	Merced	サンフランシスコ
Delleker	Plumas	サンフランシスコ
Denair	Stanislaus	サンフランシスコ
Derby Acres	Kern	サンフランシスコ
Desert Hot Springs	Riverside	ロサンゼルス
Desert View Highlands	Los Angeles	ロサンゼルス
Diablo	Contra Costa	サンフランシスコ
Diamond Bar	Los Angeles	ロサンゼルス
Diamond Springs	El Dorado	サンフランシスコ
Dillon Beach	Marin	サンフランシスコ
Dinuba	Tulare	サンフランシスコ
Discovery Bay	Contra Costa	サンフランシスコ
Dixon	Solano	サンフランシスコ
Dixon Lane-Meadow Creek	Inyo	サンフランシスコ
Dollar Point	Placer	サンフランシスコ
Dorrington	Calaveras	サンフランシスコ
Dorris	Siskiyou	サンフランシスコ
Dos Palos	Merced	サンフランシスコ
Downey	Los Angeles	ロサンゼルス
Duarte	Los Angeles	ロサンゼルス
Dublin	Alameda	サンフランシスコ
Ducor	Tulare	サンフランシスコ
Dunsmuir	Siskiyou	サンフランシスコ
Durham	Butte	サンフランシスコ
Dustin Acres	Kern	サンフランシスコ
Earlimart	Tulare	サンフランシスコ
East Blythe	Riverside	ロサンゼルス
East Compton	Los Angeles	ロサンゼルス
East Foothills	Santa Clara	サンフランシスコ
East Hemet	Riverside	ロサンゼルス
East La Mirada	Los Angeles	ロサンゼルス
East Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
East Orosi	Tulare	サンフランシスコ
East Palo Alto	San Mateo	サンフランシスコ
East Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス

East Porterville	Tulare	サンフランシスコ
East Quincy	Plumas	サンフランシスコ
East Richmond Heights	Contra Costa	サンフランシスコ
East San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
East Sonora	Tuolumne	サンフランシスコ
Easton	Fresno	サンフランシスコ
Edwards Air Force Base	Kern	サンフランシスコ
El Cajon	San Diego	ロサンゼルス
El Centro	Imperial	ロサンゼルス
El Cerrito	Contra Costa	サンフランシスコ
	Riverside	ロサンゼルス
El Dorado Hills	El Dorado	サンフランシスコ
El Granada	San Mateo	サンフランシスコ
El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
El Paso de Robles(Paso Robles)	San Luis Obispo	ロサンゼルス
El Rio	Ventura	ロサンゼルス
El Segundo	Los Angeles	ロサンゼルス
El Sobrante	Contra Costa	サンフランシスコ
El Verano	Sonoma	サンフランシスコ
Eldridge	Sonoma	サンフランシスコ
Elk Grove	Sacramento	サンフランシスコ
Elkhorn	Monterey	サンフランシスコ
Elmira	Solano	サンフランシスコ
Emerald Lake Hills	San Mateo	サンフランシスコ
Emeryville	Alameda	サンフランシスコ
Empire	Stanislaus	サンフランシスコ
Encinitas	San Diego	ロサンゼルス
Escalon	San Joaquin	サンフランシスコ
Escondido	San Diego	ロサンゼルス
Esparto	Yolo	サンフランシスコ
Etna	Siskiyou	サンフランシスコ
Eureka	Humboldt	サンフランシスコ
Exeter	Tulare	サンフランシスコ
Fair Oaks	Sacramento	サンフランシスコ
Fairbanks	El Dorado	サンフランシスコ
Fairfax	Marin	サンフランシスコ

Fairfield	Solano	サンフランシスコ
Fairview	Alameda	サンフランシスコ
Fall River Mills	Shasta	サンフランシスコ
Fallbrook	San Diego	ロサンゼルス
Farmersville	Tulare	サンフランシスコ
Fellows	Kern	サンフランシスコ
Felton	Santa Cruz	サンフランシスコ
Ferndale	Humboldt	サンフランシスコ
Fetters Hot Springs-Agua Caliente	Sonoma	サンフランシスコ
Fillmore	Ventura	ロサンゼルス
Firebaugh	Fresno	サンフランシスコ
Florence-Graham	Los Angeles	ロサンゼルス
Florin	Sacramento	サンフランシスコ
Folsom	Sacramento	サンフランシスコ
Fontana	San Bernardino	ロサンゼルス
Foothill Farms	Sacramento	サンフランシスコ
Ford City	Kern	サンフランシスコ
Foresthill	Placer	サンフランシスコ
Forestville	Sonoma	サンフランシスコ
Fort Bragg	Mendocino	サンフランシスコ
Fort Jones	Siskiyou	サンフランシスコ
Fortuna	Humboldt	サンフランシスコ
Foster City	San Mateo	サンフランシスコ
Fountain Valley	Orange	ロサンゼルス
Fowler	Fresno	サンフランシスコ
Frazier Park	Kern	サンフランシスコ
Freedom	Santa Cruz	サンフランシスコ
Fremont	Alameda	サンフランシスコ
French Camp	San Joaquin	サンフランシスコ
French Gulch	Shasta	サンフランシスコ
Fresno	Fresno	サンフランシスコ
Friant	Fresno	サンフランシスコ
Fullerton	Orange	ロサンゼルス
Galt	Sacramento	サンフランシスコ
Garden Acres	San Joaquin	サンフランシスコ

Garden Grove	Orange	ロサンゼルス
Gardena	Los Angeles	ロサンゼルス
Gazelle	Siskiyou	サンフランシスコ
Georgetown	El Dorado	サンフランシスコ
Gerber-Las Flores	Tehama	サンフランシスコ
Gilroy	Santa Clara	サンフランシスコ
Glen Avon	Riverside	ロサンゼルス
Glen Ellen	Sonoma	サンフランシスコ
Glendale	Los Angeles	ロサンゼルス
Glendora	Los Angeles	ロサンゼルス
Golden Hills	Kern	サンフランシスコ
Goleta	Santa Barbara	ロサンゼルス
Gonzales	Monterey	サンフランシスコ
Goshen	Tulare	サンフランシスコ
Graeagle	Plumas	サンフランシスコ
Grand Terrace	San Bernardino	ロサンゼルス
Granite Bay	Placer	サンフランシスコ
Granite Hills	San Diego	ロサンゼルス
Grass Valley	Nevada	サンフランシスコ
Graton	Sonoma	サンフランシスコ
Grayson	Stanislaus	サンフランシスコ
Green Valley	Los Angeles	ロサンゼルス
Green View	Siskiyou	サンフランシスコ
Greenbrae	Marin	サンフランシスコ
Greenfield	Monterey	サンフランシスコ
Greenville	Plumas	サンフランシスコ
Grenada	Siskiyou	サンフランシスコ
Gridley	Butte	サンフランシスコ
Groveland-Big Oak Flat	Tuolumne	サンフランシスコ
Grover Beach	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Guadalupe	Santa Barbara	ロサンゼルス
Guerneville	Sonoma	サンフランシスコ
Gustine	Merced	サンフランシスコ
Hacienda Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Half Moon Bay	San Mateo	サンフランシスコ
Hamilton City	Glenn	サンフランシスコ

Hanford	Kings	サンフランシスコ
Harbison Canyon	San Diego	ロサンゼルス
Hawaiian Gardens	Los Angeles	ロサンゼルス
Hawthorne	Los Angeles	ロサンゼルス
Hayfork	Trinity	サンフランシスコ
Hayward	Alameda	サンフランシスコ
Healdsburg	Sonoma	サンフランシスコ
Heber	Imperial	ロサンゼルス
Hemet	Riverside	ロサンゼルス
Hercules	Contra Costa	サンフランシスコ
Hermosa Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Hesperia	San Bernardino	ロサンゼルス
Hickman	Stanislaus	サンフランシスコ
Hidden Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Hidden Meadows	San Diego	ロサンゼルス
Hidden Valley Lake	Lake	サンフランシスコ
Highgrove	Riverside	ロサンゼルス
Highland	San Bernardino	ロサンゼルス
Hillsborough	San Mateo	サンフランシスコ
Hilmar-Irwin	Merced	サンフランシスコ
Hollister	San Benito	サンフランシスコ
Hollywood	Los Angeles	ロサンゼルス
Holtville	Imperial	ロサンゼルス
Home Garden	Kings	サンフランシスコ
Home Gardens	Riverside	ロサンゼルス
Homeland	Riverside	ロサンゼルス
Homewood	Placer	サンフランシスコ
Hornbrook	Siskiyou	サンフランシスコ
Hughson	Stanislaus	サンフランシスコ
Humboldt Hill	Humboldt	サンフランシスコ
Huntington Beach	Orange	ロサンゼルス
Huntington Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Huron	Fresno	サンフランシスコ
Hydesville	Humboldt	サンフランシスコ
Idyllwild-Pine Cove	Riverside	ロサンゼルス
Imerial Beach	San Diego	ロサンゼルス

Imperial	Imperial	ロサンゼルス
Independence	Inyo	サンフランシスコ
Indian Falls	Plumas	サンフランシスコ
Indian Wells	Riverside	ロサンゼルス
Indio	Riverside	ロサンゼルス
Industry	Los Angeles	ロサンゼルス
Inglewood	Los Angeles	ロサンゼルス
Interlaken	Santa Cruz	サンフランシスコ
Inverness	Marin	サンフランシスコ
Inyokern	Kern	サンフランシスコ
Ione	Amador	サンフランシスコ
Irvine	Orange	ロサンゼルス
Irwindale	Los Angeles	ロサンゼルス
Isla Vista	Santa Barbara	ロサンゼルス
Isleton	Sacramento	サンフランシスコ
Ivanhoe	Tulare	サンフランシスコ
Jackson	Amador	サンフランシスコ
Jamestown	Tuolumne	サンフランシスコ
Jamul	San Diego	ロサンゼルス
Johannesburg	Kern	サンフランシスコ
Johnsville	Plumas	サンフランシスコ
Joshua Tree	San Bernardino	ロサンゼルス
Julian	San Diego	ロサンゼルス
Keddie	Plumas	サンフランシスコ
Keeler	Inyo	サンフランシスコ
Keene	Kern	サンフランシスコ
Kelseyville	Lake	サンフランシスコ
Kennedy Meadow	Tuolumne	サンフランシスコ
Kensington	Contra Costa	サンフランシスコ
Kentfield	Marin	サンフランシスコ
Kerman	Fresno	サンフランシスコ
Kernville	Kern	サンフランシスコ
Kettleman City	Kings	サンフランシスコ
Keyes	Stanislaus	サンフランシスコ
King City	Monterey	サンフランシスコ
Kings Beach	Placer	サンフランシスコ

Kingsburg	Fresno	サンフランシスコ
Kirkwood	Alpine	サンフランシスコ
	Tehama	
Klamath	Del Norte	サンフランシスコ
Knightsen	Contra Costa	サンフランシスコ
La Canada Flintridge	Los Angeles	ロサンゼルス
La Crescenta-Montrose	Los Angeles	ロサンゼルス
La Habra	Orange	ロサンゼルス
La Habra Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
La Mesa	San Diego	ロサンゼルス
La Mirada	Los Angeles	ロサンゼルス
La Palma	Orange	ロサンゼルス
La Porte	Plumas	サンフランシスコ
La Presa	San Diego	ロサンゼルス
La Puente	Los Angeles	ロサンゼルス
La Quinta	Riverside	ロサンゼルス
La Riviera	Sacramento	サンフランシスコ
La Verne	Los Angeles	ロサンゼルス
Ladera Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Lafayette	Contra Costa	サンフランシスコ
Laguna	Sacramento	サンフランシスコ
Laguna Beach	Orange	ロサンゼルス
Laguna Hills	Orange	ロサンゼルス
Laguna Niguel	Orange	ロサンゼルス
Laguna West	Sacramento	サンフランシスコ
Lagunitas-Forest Knolls	Marin	サンフランシスコ
Lake Arrowhead	San Bernardino	ロサンゼルス
Lake Elsinore	Riverside	ロサンゼルス
Lake Forest	Orange	ロサンゼルス
Lake Isabella	Kern	サンフランシスコ
Lake Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
Lake Nacimiento	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Lake of the Pines	Nevada	サンフランシスコ
Lake of the Woods	Kern	サンフランシスコ
Lake San Marcos	San Diego	ロサンゼルス
Lakeland Village	Riverside	ロサンゼルス

Lakeport	Lake	サンフランシスコ
Lakeside	San Diego	ロサンゼルス
Lakeview	Riverside	ロサンゼルス
Lakewood	Los Angeles	ロサンゼルス
Lamont	Kern	サンフランシスコ
Lanare	Fresno	サンフランシスコ
Lancaster	Los Angeles	ロサンゼルス
Larkfield-Wikiup	Sonoma	サンフランシスコ
Larkspur	Marin	サンフランシスコ
Las Flores	Los Angeles	ロサンゼルス
	Tehama	サンフランシスコ
Las Lomas	Monterey	サンフランシスコ
Lathrop	San Joaquin	サンフランシスコ
Laton	Fresno	サンフランシスコ
Lawndale	Los Angeles	ロサンゼルス
Laytonville	Mendocino	サンフランシスコ
Le Grand	Merced	サンフランシスコ
Lebec	Kern	サンフランシスコ
Lemon Grove	San Diego	ロサンゼルス
Lemoncove	Tulare	サンフランシスコ
Lemoore	Kings	サンフランシスコ
Lemoore Station	Kings	サンフランシスコ
Lennox	Los Angeles	ロサンゼルス
Lenwood	San Bernardino	ロサンゼルス
Lewiston	Trinity	サンフランシスコ
Lexington Hills	Santa Clara	サンフランシスコ
Lincoln	Placer	サンフランシスコ
Lincoln Village	San Joaquin	サンフランシスコ
Linda	Yuba	サンフランシスコ
Linden	San Joaquin	サンフランシスコ
Lindsay	Tulare	サンフランシスコ
Littlerock	Los Angeles	ロサンゼルス
Live Oak	Sutter	サンフランシスコ
	Santa Cruz	
Livermore	Alameda	サンフランシスコ
Livingston	Merced	サンフランシスコ

Lockeford	San Joaquin	サンフランシスコ
Lodi	San Joaquin	サンフランシスコ
Loma Linda	San Bernardino	ロサンゼルス
Loma Rica	Yuba	サンフランシスコ
Lomita	Los Angeles	ロサンゼルス
Lompoc	Santa Barbara	ロサンゼルス
London	Tulare	サンフランシスコ
Lone Pine	Inyo	サンフランシスコ
Long Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Loomis	Placer	サンフランシスコ
Los Alamitos	Orange	ロサンゼルス
Los Alamos	Santa Barbara	ロサンゼルス
Los Altos	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Altos Hills	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Angeles	Los Angeles	ロサンゼルス
Los Banos	Merced	サンフランシスコ
Los Gatos	Santa Clara	サンフランシスコ
Los Molinos	Tehama	サンフランシスコ
Lost Hills	Kern	サンフランシスコ
Lower Lake	Lake	サンフランシスコ
Loyalton	Sierra	サンフランシスコ
Loyola	Santa Clara	サンフランシスコ
Lucas Valley-Marinwood	Marin	サンフランシスコ
Lucerne	Lake	サンフランシスコ
Lynwood	Los Angeles	ロサンゼルス
Macdoel	Siskiyou	サンフランシスコ
Madera	Madera	サンフランシスコ
Madera Acres	Madera	サンフランシスコ
Magalia	Butte	サンフランシスコ
Malibu	Los Angeles	ロサンゼルス
Mammoth Lakes	Mono	サンフランシスコ
Manhattan Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Manteca	San Joaquin	サンフランシスコ
Manton	Tehama	サンフランシスコ
March Air Force Base	Riverside	ロサンゼルス
Maricopa	Kern	サンフランシスコ

Marina	Monterey	サンフランシスコ
Marina Del Rey	Los Angeles	ロサンゼルス
Mariposa	Mariposa	サンフランシスコ
Markleeville	Alpine	サンフランシスコ
Martinez	Contra Costa	サンフランシスコ
Marysville	Yuba	サンフランシスコ
Mayflower Village	Los Angeles	ロサンゼルス
Maywood	Los Angeles	ロサンゼルス
McArthur	Shasta	サンフランシスコ
	Modoc	
McCloud	Siskiyou	サンフランシスコ
McFarland	Kern	サンフランシスコ
McKinleyville	Humboldt	サンフランシスコ
McKittrick	Kern	サンフランシスコ
Meadow Valley	Plumas	サンフランシスコ
Meadow Vista	Placer	サンフランシスコ
Mecca	Riverside	ロサンゼルス
Meiners Oaks	Ventura	ロサンゼルス
Mendocino	Mendocino	サンフランシスコ
Mendota	Fresno	サンフランシスコ
Menlo Park	San Mateo	サンフランシスコ
Mentone	San Bernardino	ロサンゼルス
Merced	Merced	サンフランシスコ
Mesa Grande	San Diego	ロサンゼルス
Mettler	Kern	サンフランシスコ
Middletown	Lake	サンフランシスコ
Mill Valley	Marin	サンフランシスコ
Millbrae	San Mateo	サンフランシスコ
Millville	Shasta	サンフランシスコ
Milpitas	Santa Clara	サンフランシスコ
Mineral	Tehama	サンフランシスコ
Mira Loma	Riverside	ロサンゼルス
Mira Monte	Ventura	ロサンゼルス
Mission Hills	Santa Barbara	ロサンゼルス
Mission Viejo	Orange	ロサンゼルス
Mi-Wuk Village	Tuolumne	サンフランシスコ

Modesto	Stanislaus	サンフランシスコ
Mohawk	Plumas	サンフランシスコ
Mojave	Kern	サンフランシスコ
Mokelumne Hill	Calaveras	サンフランシスコ
Mono Vista	Tuolumne	サンフランシスコ
Monrovia	Los Angeles	ロサンゼルス
Montague	Siskiyou	サンフランシスコ
Montara	San Mateo	サンフランシスコ
Montclair	San Bernardino	ロサンゼルス
Monte Rio	Sonoma	サンフランシスコ
Monte Sereno	Santa Clara	サンフランシスコ
Montebello	Los Angeles	ロサンゼルス
Montecito	Santa Barbara	ロサンゼルス
Monterey	Monterey	サンフランシスコ
Monterey Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Montgomery Creek	Shasta	サンフランシスコ
Moorpark	Ventura	ロサンゼルス
Morada	San Joaquin	サンフランシスコ
Moraga	Contra Costa	サンフランシスコ
Moreno Valley	Riverside	ロサンゼルス
Morgan Hill	Santa Clara	サンフランシスコ
Morongo Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Morro Bay	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Moss Beach	San Mateo	サンフランシスコ
Moss Landing	Monterey	サンフランシスコ
Mount Hebron	Siskiyou	サンフランシスコ
Mount Shasta	Siskiyou	サンフランシスコ
Mountain Mesa	Kern	サンフランシスコ
Mountain Ranch	Calaveras	サンフランシスコ
Mountain View	Santa Clara	サンフランシスコ
	San Bernardino	
Mountain View Acres	San Bernardino	ロサンゼルス
Muir Beach	Marin	サンフランシスコ
Murphys	Calaveras	サンフランシスコ
Murrieta	Riverside	ロサンゼルス
Murrieta Hot Springs	Riverside	ロサンゼルス

Muscoy	San Bernardino	ロサンゼルス
Myrtletown	Humboldt	サンフランシスコ
Napa	Napa	サンフランシスコ
National City	San Diego	ロサンゼルス
Nebo Center	San Bernardino	ロサンゼルス
Needles	San Bernardino	ロサンゼルス
Nevada City	Nevada	サンフランシスコ
Newark	Alameda	サンフランシスコ
Newman	Stanislaus	サンフランシスコ
Newport Beach	Orange	ロサンゼルス
Nice	Lake	サンフランシスコ
Niland	Imperial	ロサンゼルス
Nipomo	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Norco	Riverside	ロサンゼルス
North Auburn	Placer	サンフランシスコ
North Edwards	Kern	サンフランシスコ
North El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
North Fair Oaks	San Mateo	サンフランシスコ
North Highlands	Sacramento	サンフランシスコ
Norwalk	Los Angeles	ロサンゼルス
Novato	Marin	サンフランシスコ
Nuevo	Riverside	ロサンゼルス
Oak Park	Ventura	ロサンゼルス
Oak View	Ventura	ロサンゼルス
Oakdale	Stanislaus	サンフランシスコ
Oakhurst	Madera	サンフランシスコ
Oakland	Alameda	サンフランシスコ
Oakley	Contra Costa	サンフランシスコ
Occidental	Sonoma	サンフランシスコ
Oceano	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Oceanside	San Diego	ロサンゼルス
Ocotillo	Imperial	ロサンゼルス
Oildale	Kern	サンフランシスコ
Ojai	Ventura	ロサンゼルス
Olancho	Inyo	サンフランシスコ
Olivehurst	Yuba	サンフランシスコ

Ontario	San Bernardino	ロサンゼルス
Onyx	Kern	サンフランシスコ
Opal Cliffs	Santa Cruz	サンフランシスコ
Orange	Orange	ロサンゼルス
Orange Cove	Fresno	サンフランシスコ
Orangevale	Sacramento	サンフランシスコ
Orcutt	Santa Barbara	ロサンゼルス
Orinda	Contra Costa	サンフランシスコ
Orland	Glenn	サンフランシスコ
Orosi	Tulare	サンフランシスコ
Oroville	Butte	サンフランシスコ
Oroville East	Butte	サンフランシスコ
Oxnard	Ventura	ロサンゼルス
Pacheco	Contra Costa	サンフランシスコ
Pacific Grove	Monterey	サンフランシスコ
Pacifica	San Mateo	サンフランシスコ
Pajaro	Monterey	サンフランシスコ
Palermo	Butte	サンフランシスコ
Palm Desert	Riverside	ロサンゼルス
Palm Springs	Riverside	ロサンゼルス
Palmdale	Los Angeles	ロサンゼルス
Palo Alto	Santa Clara	サンフランシスコ
Palo Cedro	Shasta	サンフランシスコ
Palo Verde	Imperial	ロサンゼルス
Palos Verdes Estates	Los Angeles	ロサンゼルス
Paradise	Butte	サンフランシスコ
Paramount	Los Angeles	ロサンゼルス
Parksdale	Madera	サンフランシスコ
Parkway-South Sacramento	Sacramento	サンフランシスコ
Parkwood	Madera	サンフランシスコ
Parlier	Fresno	サンフランシスコ
Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス
Patterson	Stanislaus	サンフランシスコ
Paxton	Plumas	サンフランシスコ
Pearson	Yuba	サンフランシスコ
Pedley	Riverside	ロサンゼルス

Penn Valley	Nevada	サンフランシスコ
Perris	Riverside	ロサンゼルス
Petaluma	Sonoma	サンフランシスコ
Phoenix Lake Cedar Ridge	Tuolumne	サンフランシスコ
Pico Rivera	Los Angeles	ロサンゼルス
Piedmont	Alameda	サンフランシスコ
Pine Hills	Humboldt	サンフランシスコ
Pine Valley	San Diego	ロサンゼルス
Pinole	Contra Costa	サンフランシスコ
Piru	Ventura	ロサンゼルス
Pisamo Beach	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Pittsburg	Contra Costa	サンフランシスコ
Pixley	Tulare	サンフランシスコ
Placentia	Orange	ロサンゼルス
Placerville	El Dorado	サンフランシスコ
Planada	Merced	サンフランシスコ
Pleasant Hill	Contra Costa	サンフランシスコ
Pleasanton	Alameda	サンフランシスコ
Plumas	Lassen	サンフランシスコ
Plymouth	Amador	サンフランシスコ
Point Arena	Mendocino	サンフランシスコ
Point Reyes Station	Marin	サンフランシスコ
Pollock Pines	El Dorado	サンフランシスコ
Pomona	Los Angeles	ロサンゼルス
Poplar-Cotton Center	Tulare	サンフランシスコ
Port Costa	Contra Costa	サンフランシスコ
Port Hueneme	Ventura	ロサンゼルス
Porterville	Tulare	サンフランシスコ
Portola	Plumas	サンフランシスコ
Portola Hills	Orange	ロサンゼルス
Portola Valley	San Mateo	サンフランシスコ
Poway	San Diego	ロサンゼルス
Prattville	Plumas	サンフランシスコ
Prunedale	Monterey	サンフランシスコ
Quail Valley	Riverside	ロサンゼルス
Quartz Hill	Los Angeles	ロサンゼルス

Quincy	Plumas	サンフランシスコ
Rainbow	San Diego	ロサンゼルス
Raisin City	Fresno	サンフランシスコ
Ramona	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Cordova	Sacramento	サンフランシスコ
Rancho Cucamonga	San Bernardino	ロサンゼルス
Rancho Mirage	Riverside	ロサンゼルス
Rancho Murieta	Sacramento	サンフランシスコ
Rancho Palos Verdes	Los Angeles	ロサンゼルス
Rancho San Diego	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Santa Fe	San Diego	ロサンゼルス
Rancho Santa Margarita	Orange	ロサンゼルス
Randsburg	Kern	サンフランシスコ
Red Bluff	Tehama	サンフランシスコ
Redding	Shasta	サンフランシスコ
Redlands	San Bernardino	ロサンゼルス
Redondo Beach	Los Angeles	ロサンゼルス
Redway	Humboldt	サンフランシスコ
Redwood City	San Mateo	サンフランシスコ
Reedley	Fresno	サンフランシスコ
Rialto	San Bernardino	ロサンゼルス
Richgrove	Tulare	サンフランシスコ
Richmond	Contra Costa	サンフランシスコ
Ridgecrest	Kern	サンフランシスコ
Rio Del Mar	Santa Cruz	サンフランシスコ
Rio Dell	Humboldt	サンフランシスコ
Rio Linda	Sacramento	サンフランシスコ
Rio Vista	Solano	サンフランシスコ
Ripon	San Joaquin	サンフランシスコ
Riverbank	Stanislaus	サンフランシスコ
Riverdale	Fresno	サンフランシスコ
Riverside	Riverside	ロサンゼルス
Rocklin	Placer	サンフランシスコ
Rodeo	Contra Costa	サンフランシスコ
Rohnert Park	Sonoma	サンフランシスコ
Rolling Hills	Los Angeles	ロサンゼルス

Rolling Hills Estates	Los Angeles	ロサンゼルス
Romoland	Riverside	ロサンゼルス
Rosamond	Kern	サンフランシスコ
Rosedale	Kern	サンフランシスコ
Roseland	Sonoma	サンフランシスコ
Rosemead	Los Angeles	ロサンゼルス
Rosemont	Sacramento	サンフランシスコ
Roseville	Placer	サンフランシスコ
Ross	Marin	サンフランシスコ
Rossmoor	Orange	ロサンゼルス
Round Mountain	Shasta	サンフランシスコ
Rowland Heights	Los Angeles	ロサンゼルス
Rubidoux	Riverside	ロサンゼルス
Running Springs	San Bernardino	ロサンゼルス
Sacramento	Sacramento	サンフランシスコ
Saint Helena(St.Helena)	Napa	サンフランシスコ
Salida	Stanislaus	サンフランシスコ
Salinas	Monterey	サンフランシスコ
Salton	Riverside	ロサンゼルス
Salton Sea Beach	Imperial	ロサンゼルス
San Andreas	Calaveras	サンフランシスコ
San Anselmo	Marin	サンフランシスコ
San Antonio Heights	San Bernardino	ロサンゼルス
San Ardo	Monterey	サンフランシスコ
San Bernardino	San Bernardino	ロサンゼルス
San Bruno	San Mateo	サンフランシスコ
San Buenaventura(Ventura)	Ventura	ロサンゼルス
San Carlos	San Mateo	サンフランシスコ
San Clemente	Orange	ロサンゼルス
San Diego	San Diego	ロサンゼルス
San Diego Country Estates	San Diego	ロサンゼルス
San Dimas	Los Angeles	ロサンゼルス
San Fernando	Los Angeles	ロサンゼルス
San Francisco	San Francisco	サンフランシスコ
San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
San Geronimo	Marin	サンフランシスコ

San Jacinto	Riverside	ロサンゼルス
San Joaquin	Fresno	サンフランシスコ
San Jose	Santa Clara	サンフランシスコ
San Juan Bautista	San Benito	サンフランシスコ
San Juan Capistrano	Orange	ロサンゼルス
San Leandro	Alameda	サンフランシスコ
San Lorenzo	Alameda	サンフランシスコ
San Lucas	Monterey	サンフランシスコ
San Luis Obispo	San Luis Obispo	ロサンゼルス
San Marcos	San Diego	ロサンゼルス
San Marino	Los Angeles	ロサンゼルス
San Martin	Santa Clara	サンフランシスコ
San Mateo	San Mateo	サンフランシスコ
San Miguel	San Luis Obispo	ロサンゼルス
San Pablo	Contra Costa	サンフランシスコ
San Rafael	Marin	サンフランシスコ
San Ramon	Contra Costa	サンフランシスコ
Sand City	Monterey	サンフランシスコ
Sanger	Fresno	サンフランシスコ
Santa Ana	Orange	ロサンゼルス
Santa Barbara	Santa Barbara	ロサンゼルス
Santa Clara	Santa Clara	サンフランシスコ
Santa Clarita	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Cruz	Santa Cruz	サンフランシスコ
Santa Fe Springs	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Maria	Santa Barbara	ロサンゼルス
Santa Monica	Los Angeles	ロサンゼルス
Santa Paula	Ventura	ロサンゼルス
Santa Rosa	Sonoma	サンフランシスコ
Santa Venetia	Marin	サンフランシスコ
Santa Ynez	Santa Barbara	ロサンゼルス
Santee	San Diego	ロサンゼルス
Saratoga	Santa Clara	サンフランシスコ
Sausalito	Marin	サンフランシスコ
Scotts Valley	Santa Cruz	サンフランシスコ
Seal Beach	Orange	ロサンゼルス

Searles Valley	San Bernardino	ロサンゼルス
Seaside	Monterey	サンフランシスコ
Sebastopol	Sonoma	サンフランシスコ
Sedco Hills	Riverside	ロサンゼルス
Seeley	Imperial	ロサンゼルス
Selma	Fresno	サンフランシスコ
Shafter	Kern	サンフランシスコ
Shandon	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Shasta Lake	Shasta	サンフランシスコ
Shaver Lake	Fresno	サンフランシスコ
Shingle Springs	El Dorado	サンフランシスコ
Shingletown	Shasta	サンフランシスコ
Shoshone	Inyo	サンフランシスコ
Sierra Madre	Los Angeles	ロサンゼルス
Signal Hill	Los Angeles	ロサンゼルス
Simi Valley	Ventura	ロサンゼルス
Solana Beach	San Diego	ロサンゼルス
Soledad	Monterey	サンフランシスコ
Solvang	Santa Barbara	ロサンゼルス
Sonoma	Sonoma	サンフランシスコ
Sonora	Tuolumne	サンフランシスコ
Soquel	Santa Cruz	サンフランシスコ
Soulsbyville	Tuolumne	サンフランシスコ
South El Monte	Los Angeles	ロサンゼルス
South Dos Palos	Merced	サンフランシスコ
South Gate	Los Angeles	ロサンゼルス
South Lake Tahoe	El Dorado	サンフランシスコ
South Oroville	Butte	サンフランシスコ
South Pasadena	Los Angeles	ロサンゼルス
South San Francisco	San Mateo	サンフランシスコ
South San Gabriel	Los Angeles	ロサンゼルス
South San Jose Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
South Taft	Kern	サンフランシスコ
South Whittier	Los Angeles	ロサンゼルス
South Yuba City	Sutter	サンフランシスコ
Spreckels	Monterey	サンフランシスコ

Spring Garden	Plumas	サンフランシスコ
Spring Valley	San Diego	ロサンゼルス
Springville	Tulare	サンフランシスコ
	Ventura	ロサンゼルス
Squaw Valley	Fresno	サンフランシスコ
Squirrel Mountain Valley	Kern	サンフランシスコ
Stanford	Santa Clara	サンフランシスコ
Stanton	Orange	ロサンゼルス
Stinson Beach	Marin	サンフランシスコ
Stockton	San Joaquin	サンフランシスコ
Storrie	Plumas	サンフランシスコ
Stratford	Kings	サンフランシスコ
Strathmore	Tulare	サンフランシスコ
Strawberry	Marin	サンフランシスコ
Suisun City	Solano	サンフランシスコ
Summerland	Santa Barbara	ロサンゼルス
Sun City	Riverside	ロサンゼルス
Sunnyside-Tahoe City	Placer	サンフランシスコ
Sunnyslope	Riverside	ロサンゼルス
Sunnyvale	Santa Clara	サンフランシスコ
Sunol	Alameda	サンフランシスコ
Susanville	Lassen	サンフランシスコ
Sutter	Sutter	サンフランシスコ
Sutter Creek	Amador	サンフランシスコ
Taft	Kern	サンフランシスコ
Taft Heights	Kern	サンフランシスコ
Tahoe Vista	Placer	サンフランシスコ
Talmage	Mendocino	サンフランシスコ
Tamalpais-Homestead Valley	Marin	サンフランシスコ
Tara Hills	Contra Costa	サンフランシスコ
Taylorsville	Plumas	サンフランシスコ
Tecopa	Inyo	サンフランシスコ
Tehachapi	Kern	サンフランシスコ
Tehama	Tehama	サンフランシスコ
Temecula	Riverside	ロサンゼルス
Temelec	Sonoma	サンフランシスコ

Temple City	Los Angeles	ロサンゼルス
Templeton	San Luis Obispo	ロサンゼルス
Tennant	Siskiyou	サンフランシスコ
Terra Bella	Tulare	サンフランシスコ
Thermalito	Butte	サンフランシスコ
Thousand Oaks	Ventura	ロサンゼルス
Thousand Palms	Riverside	ロサンゼルス
Three Rivers	Tulare	サンフランシスコ
Tiburon	Marin	サンフランシスコ
Tierra Buena	Sutter	サンフランシスコ
Tipton	Tulare	サンフランシスコ
Tobin	Plumas	サンフランシスコ
Tomales	Marin	サンフランシスコ
Torrance	Los Angeles	ロサンゼルス
Tracy	San Joaquin	サンフランシスコ
Tranquillity	Fresno	サンフランシスコ
Traver	Tulare	サンフランシスコ
Trinidad	Humboldt	サンフランシスコ
Truckee	Nevada	サンフランシスコ
Tulare	Tulare	サンフランシスコ
Tulelake	Siskiyou	サンフランシスコ
Tuolumne City	Tuolumne	サンフランシスコ
Tupman	Kern	サンフランシスコ
Turlock	Stanislaus	サンフランシスコ
Tustin	Orange	ロサンゼルス
Tustin Foothills	Orange	ロサンゼルス
Twain	Plumas	サンフランシスコ
Twain Harte	Tuolumne	サンフランシスコ
Twentynine Palms	San Bernardino	ロサンゼルス
Twentynine Palms Base	San Bernardino	ロサンゼルス
Twin Lakes	Santa Cruz	サンフランシスコ
Ukiah	Mendocino	サンフランシスコ
Union City	Alameda	サンフランシスコ
Upland	San Bernardino	ロサンゼルス
Upper Lake	Lake	サンフランシスコ
Vacaville	Solano	サンフランシスコ

Val Verde	Los Angeles	ロサンゼルス
Valinda	Los Angeles	ロサンゼルス
Valle Vista	Riverside	ロサンゼルス
Vallecito	Calaveras	サンフランシスコ
Vallejo	Solano	サンフランシスコ
Valley Acres	Kern	サンフランシスコ
Valley Center	San Diego	ロサンゼルス
Valley Springs	Calaveras	サンフランシスコ
Van Nuys	Los Angeles	ロサンゼルス
Vandenberg Air Force Base	Santa Barbara	ロサンゼルス
Vandenberg Village	Santa Barbara	ロサンゼルス
Vernon	Los Angeles	ロサンゼルス
Victorville	San Bernardino	ロサンゼルス
View Park-Windsor Hills	Los Angeles	ロサンゼルス
Villa Park	Orange	ロサンゼルス
Vincent	Los Angeles	ロサンゼルス
Vine Hill	Contra Costa	サンフランシスコ
Visalia	Tulare	サンフランシスコ
Vista	San Diego	ロサンゼルス
Wallace	Calaveras	サンフランシスコ
Walnut	Los Angeles	ロサンゼルス
Walnut Creek	Contra Costa	サンフランシスコ
Walnut Grove	Sacramento	サンフランシスコ
Walnut Park	Los Angeles	ロサンゼルス
Wasco	Kern	サンフランシスコ
Waterford	Stanislaus	サンフランシスコ
Watsonville	Santa Cruz	サンフランシスコ
Weaverville	Trinity	サンフランシスコ
Weed	Siskiyou	サンフランシスコ
Weedpatch	Kern	サンフランシスコ
Weldon	Kern	サンフランシスコ
West Athens	Los Angeles	ロサンゼルス
West Bishop	Inyo	サンフランシスコ
West Carson	Los Angeles	ロサンゼルス
West Compton	Los Angeles	ロサンゼルス

West Covina	Los Angeles	ロサンゼルス
West Hollywood	Los Angeles	ロサンゼルス
West Menlo Park	San Mateo	サンフランシスコ
West Point	Calaveras	サンフランシスコ
West Puente Valley	Los Angeles	ロサンゼルス
West Sacramento	Yolo	サンフランシスコ
West Whittier-Los Nietos	Los Angeles	ロサンゼルス
Westhaven-Moonstone	Humboldt	サンフランシスコ
Westlake Village	Los Angeles	ロサンゼルス
Westley	Stanislaus	サンフランシスコ
Westminster	Orange	ロサンゼルス
Westmont	Los Angeles	ロサンゼルス
Westmorland	Imperial	ロサンゼルス
Westwood	Lassen	サンフランシスコ
Wheatland	Yuba	サンフランシスコ
Whittier	Los Angeles	ロサンゼルス
Wildomar	Riverside	ロサンゼルス
Williams	Colusa	サンフランシスコ
Willits	Mendocino	サンフランシスコ
Willow Creek	Humboldt	サンフランシスコ
Willowbrook	Los Angeles	ロサンゼルス
Willows	Glenn	サンフランシスコ
Wilton	Sacramento	サンフランシスコ
Winchester	Riverside	ロサンゼルス
Windsor	Sonoma	サンフランシスコ
Winter Gardens	San Diego	ロサンゼルス
Winterhaven	Imperial	ロサンゼルス
Winters	Yolo	サンフランシスコ
Winton	Merced	サンフランシスコ
Wofford Heights	Kern	サンフランシスコ
Woodacre	Marin	サンフランシスコ
Woodcrest	Riverside	ロサンゼルス
Woodlake	Tulare	サンフランシスコ
Woodland	Yolo	サンフランシスコ
Woodside	San Mateo	サンフランシスコ
Woodville	Tulare	サンフランシスコ

Wrightwood	San Bernardino	ロサンゼルス
Yorba Linda	Orange	ロサンゼルス
Yosemite Lakes	Madera	サンフランシスコ
Yosemite Village	Mariposa	サンフランシスコ
Yountville	Napa	サンフランシスコ
Yreka	Siskiyou	サンフランシスコ
Yuba City	Sutter	サンフランシスコ
Yucaipa	San Bernardino	ロサンゼルス
Yucca Valley	San Bernardino	ロサンゼルス

(送達の嘱託)

送 達 嘱 託 記 載 例

- (1) 領事送達
 - I－1 送付依頼書
 - I－2 嘱託書
 - I－3 送達報告書
- (2) 中央当局送達
 - II－1 送付依頼書
 - II－2 要請書
 - II－3 文書の要領
 - II－4 要請書及び文書の要領の記入要領
- (3) 指定当局送達
 - III－1 送付依頼書
 - III－2 依頼書
- (4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達要請
 - IV 依頼書
- (5) 管轄裁判所送達
 - V－1 送付依頼書
 - V－2 嘱託書
 - V－3 送金報告書
- (6) 管轄裁判所送達（ブラジル連邦共和国に対するもの）
 - VI－1 送付依頼書
 - VI－2 嘱託書
 - VI－3 翻訳料についての通知書
 - VI－4 翻訳料についての送金報告書
- (7) 口頭弁論期日呼出状の和文・英訳雛形

(備考) III－1（送付依頼書）は(4)について、V－3（送金報告書）は(6)について、それぞれ共通である。

[領事送達] 送達嘱託記載例 I - 1

○地裁民庶第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

在ホノルル日本国総領事に対する送達嘱託書等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお願いいたします。

記

○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○○○号土地所有権移転登記手続請求事件

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

在●日本国総領事に対する送達嘱託書等の送付について(依頼)

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお願い計らいください。

記

●地方裁判所平成●年(●)第●号●●●●●請求事件

送 達 嘱 託 書

在ホノルル日本国総領事 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇⑤

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 アメリカ合衆国ハワイ州ヒロ市〇〇通り〇〇〇

被告 隼 一郎

上記の当事者間の平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 隼 一郎

Hayabusa Ichirou

国籍 日本国

住所 000 000000000 RD. Hiloi, HI 00000 U.S.A.

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

3 受送達者は、日本語を解する。

(備考)

(1) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合は、あて名の表記を「在〇〇〇国日本国大使」などとする。

(2) 受送達者の氏名は、外国人の場合には当該外国の公用語で記載し、日本人の場合にはローマ字を付記する。受送達者の国籍は、受送達者が日本国籍のほか外国の国籍を有する場合には、両方を記載する。受送達者の住所は、当該外国の公用語で記載する。

(3) 3は、受送達者が日本語を解することが明らかな場合にのみ記載する。

(注)

- (1) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合は、あて名の標記を「在〇〇国日本国大使」などとする。
- (2) 受送達者の氏名は、外国人の場合には当該外国の公用語で記載し、日本人の場合にはローマ字を付記する。受送達者の国籍は、受送達者が日本国籍のほか外国の国籍を有する場合には、両方を記載する。受送達者の住所は、当該外国の公用語で記載する。
- (3) 3は、受送達者が日本語を解することが明らかな場合にのみ記載する。

送 達 嘱 託 書

在●日本国総領事 殿

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●—●●—●

原告 ● ● ● ●

住所 ●●国●●州●●市●●

被告 ● ● ● ●

上記の当事者間の平成●年（●）第●号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、囑託します。

記

1 受送達者

氏名 ● ● ● ●

000000 00000000

国籍 ●●●

[illegible]

2 送達すべき文書

(1) ●●●●

(2) ●●●●●●

3 受送達者は、日本語を解する。

送 達 報 告 書	
事件の表示	※ ○○地方裁判所 支部 平成○○年（ワ）第○○○○号
送 達 書 類	※ 1 訴状副本 2 平成○○年○○月○○日午前１０時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書
受 送 達 者 の 氏 名	※ ○ ○ ○ ○
☐ 前記の書類は、次のとおり送達した。	
書 類 受 領 者 の 署 名 又 は 押 印	
書類受領者の氏名及 び受送達者との関係	氏 名 () 関 係 ()
送 達 日 時	平成 年 月 日 時 分
送達の方法	☐ 書留郵便送達 ☐ 直接交付 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 書留郵便配達証明書 ☐ 受領証 ☐ その他 ()
☐ 前記の書類は、次の理由により送達することができなかった。	
理 由	☐ あて所に尋ねあたらない ☐ 転居先不明 ☐ 住所表示不完全 ☐ 留置期間経過 ☐ 受領拒否 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 前記の送達書類 ☐ 返戻された封筒 ☐ その他 ()
在外公館長 の資格及び 署 名 押 印	

（注意）

- のある事項については、該当事項にレを付し、「その他」の場合には、括弧内に具体的な事由を記載する。
- 郵便送達の方法によったために直接書類受領者の署名又は押印を得られない場合には、書類受領者の受領証、配達証明書等を添付する等の方法により本人に送達された旨を明らかにする。
- 受送達者本人以外の者が本人に代わって受領した場合は、その氏名及び受送達者本人との関係（使用人、従業者、同居人等）を明らかにする。

（備考）

※を付した箇所は、囑託する裁判所において記載する。

送 達 報 告 書	
事件の表示	※ ● 地方裁判所 支部 平成●年 (●) 第●号
送 達 書 類	※ 1 ●●●● 2 ●●●●
受 送 達 者 の 氏 名	※ ● ● ● ●
☐ 前記の書類は、次のとおり送達した。	
書 類 受 領 者 の 署 名 又 は 押 印	
書類受領者の氏名及 び受送達者との関係	氏 名 () 関 係 ()
送 達 日 時	平成 年 月 日 時 分
送達の方法	☐ 書留郵便送達 ☐ 直接交付 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 書留郵便配達証明書 ☐ 受領証 ☐ その他 ()
☐ 前記の書類は、次の理由により送達することができなかった。	
理 由	☐ あて所に尋ねあたらない ☐ 転居先不明 ☐ 住所表示不完全 ☐ 留置期間経過 ☐ 受領拒否 ☐ その他 ()
添 付 書 類	☐ 前記の送達書類 ☐ 返戻された封筒 ☐ その他 ()
在外公館長 の資格及び 署 名 押 印	

(注意)

- のある事項については、該当事項にレを付し、「その他」の場合には、括弧内に具体的な事由を記載する。
- 郵便送達の方法によったために直接書類受領者の署名又は押印を得られない場合には、書類受領者の受領証、配達証明書等を添付する等の方法により本人に送達された旨を明らかにする。
- 受送達者本人以外の者が本人に代わって受領した場合は、その氏名及び受送達者本人との関係(使用人、従業者、同居人等)を明らかにする。

(備考)

※を付した箇所は、囑託する裁判所において記載する。

[中央当局送達] 送達囑託記載例Ⅱ－1

○地裁民第○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

大韓民国中央当局に対する送達要請書等の送付について

(依頼)

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。
なお、送達に要する国際郵便料として郵便切手○, ○○○円を添付します。

記

○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○○○号損害賠償請求事件

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国中央当局に対する送達要請書等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

なお、送達に要する国際郵便料として郵便切手●，●●●円を添付します。

記

●地方裁判所平成●年（●）第●号●●●●請求事件

REQUEST
要 請 書

FOR SERVICE ABROAD OF JUDICIAL OR EXTRAJUDICIAL DOCUMENTS

裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知のために

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び
裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

Identity and address of the applicant

要請者（裁判官）の表示及び所在地

Saiban Tarou
The presiding judge of
the 0th Civil Division,
The Tokyo District Court,
1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan

Address of receiving authority

受託当局（中央当局または条約第9条第1項の当局）の所在地

U.S. Department of Justice
Civil Division
Office of International Judicial Assistance
Benjamin Franklin Station
P.O. Box 14360
Washington, D.C. 20004, U.S.A.

The undersigned applicant has the honour to transmit - in duplicate - the documents listed below and, in conformity with article 5 of the above-mentioned Convention, requests prompt service of one copy thereof on the addressee, i.e.,

下名の要請者は、貴受託当局に対し、下記の文書それぞれ2通を送付するとともに、条約第5条の規定に基づき、次の方法により遅滞なく名あて人にその1通を交付することを要請します。

(identity and address) 0000, Inc.
(名あて人の表示及びあて先)
000, 0000, Honolulu, Hawaii, 00000, U.S.A.

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.
条約第5条第1項(a)の方法*

~~b) in accordance with the following particular method (sub-paragraph (b) of the first paragraph of article 5)*:~~
~~条約第5条第1項(b)の特別の方法、すなわち、*~~

~~e) by delivery to the addressee, if he accepts it voluntarily (second paragraph of article 5)*:~~
~~条約第5条第2項の任意交付*~~

Identity y is requested to return or to have returned to the applicant a copy of the documents - and of the annexes: - with a certificate as provided on the reverse side.

下記の文書1通及びその添付書類*を裏面の証明書とともに要請者に返送し又は返送させるよう貴受託当局に要請します。

List of documents

書類の表示

(1) Summons
(2) Complaint
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

Done at Chiyoda-ku, Tokyo

(場所)

The 15th day of September, 2015

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

裁判太郎

Saiban Tarou
The presiding judge of the 0th
Civil Division,
The Tokyo District Court

*Delete if inappropriate.

*印の文目は、不要な場合に抹消すること。

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

CERTIFICATE 証 明 書

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,
下名の当局は、条約第6条の規定に従い、次のことを証明します。

1) that the document has been served*

要請された交付は、*

- the (date)

(日)

- at (place, street, number)

(場所)

- in one of the following methods authorised by article 5 *

において、条約第5条に規定する次の方法によって実施した。*

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

条約第5条第1項(a)の方法*

b) in accordance with the following particular method*:

特別の方法、すなわち、*

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

任意交付*

The documents referred to in the request have been delivered to:

要請書に掲げる文書は、次の者に交付した。

- (identity and description of person)

(交付を受けた者の表示及び資格)

- relationship to the addressee (family, business or other):

名あて人との関係(家族、使用人その他)

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

要請された交付は、次の事由により実施されなかった。*

In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.

条約第12条第2項の規定に従い、貴要請者に対し、添付された計算書に明細を掲げる費用の支払又は償還を請求します。*

Annexes

添付書類

Documents returned:

返送される書類

Done at

(場所)

the

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

In appropriate cases, documents establishing the service:

該当する場合には、要請された交付の実施を証明する文書

*Delete if inappropriate.

*印の文書は、不要な場合に抹消すること。

REQUEST 要 請 書

FOR SERVICE ABROAD OF JUDICIAL OR EXTRAJUDICIAL DOCUMENTS

裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知のために

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

Identity and address of the applicant

要請者（裁判官）の表示及び所在地

Address of receiving authority

受託当局（中央当局または条約第9条第1項の当局）の所在地

The undersigned applicant has the honour to transmit - in duplicate - the documents listed below and, in conformity with article 5 of the above-mentioned Convention, requests prompt service of one copy thereof on the addressee, i.e.,

下名の要請者は、貴受託当局に対し、下記の文書それぞれ2通を送付するとともに、条約第5条の規定に基づき、次の方法により遅滞なく名あて人にその1通を交付することを要請します。

(identity and address)

(名あて人の表示及びあて先)

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

条約第5条第1項(a)の方法*

b) in accordance with the following particular method (sub-paragraph (b) of the first paragraph of article 5)*:

条約第5条第1項(b)の特別の方法、すなわち、*

c) by delivery to the addressee, if he accepts it voluntarily (second paragraph of article 5)*.

条約第5条第2項の任意交付*

The authority is requested to return or to have returned to the applicant a copy of the documents - and of the annexes: - with a certificate as provided on the reverse side.

下記の文書1通及びその添付書類*を裏面の証明書とともに要請者に返送し又は返送させるよう貴受託当局に要請します。

List of documents

書類の表示

Done at

(場所)

The

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

*Delete if inappropriate.

*印の文言は、不要な場合に抹消すること。

CERTIFICATE

証明書

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,
下名の当局は、条約第6条の規定に従い、次のことを証明します。

1) that the document has been served*

要請された交付は、*

- the (date)

(日)

- at (place, street, number)

(場所)

- in one of the following methods authorised by article 5 *

において、条約第5条に規定する次の方法によって実施した。*

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

条約第5条第1項(a)の方法*

b) in accordance with the following particular method*:

特別の方法、すなわち、*

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

任意交付*

The documents referred to in the request have been delivered to:

要請書に掲げる文書は、次の者に交付した。

- (identity and description of person)

(交付を受けた者の表示及び資格)

- relationship to the addressee (family, business or other):

名あて人との関係 (家族、使用人その他)

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

要請された交付は、次の事由により実施されなかった。*

In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse
the expenses detailed in the attached statement*.

条約第12条第2項の規定に従い、貴要請者に対し、添付された計算書に明細を掲げる費用の支払又は償還を請求します。*

Annexes

添付書類

Documents returned:

返送される書類

Done at

(場所)

the

(日付)

Signature and/or stamp.

署名又は公印

In appropriate cases, documents establishing the service:

該当する場合には、要請された交付の実施を証明する文書

*Delete if inappropriate.

*印の文言は、不要な場合に抹消すること。

[中央当局送達]送達嘱託書記載例Ⅱ-3
SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED
文書の要領

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

(article 5, fourth paragraph)
(第5条第4項)

Name and address of the requesting authority: Saiban Tarou the presiding judge of
嘱託当局（裁判官）の表示及び所在地 the 0th Civil Division, The Tokyo District Court.
1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Particulars of the parties* The Plaintiff: 000000Co.,Ltd.
当事者の表示* The Defendant: 000000,Inc.

JUDICIAL DOCUMENT**
裁判上の文書**

Nature and purpose of the document: (1) Summons(to be held at 10:00 o'clock A.M. on March 24,2016)
文書の種類及び目的 (2) Complaint

Nature and purpose of the proceedings and, where appropriate, the amount in dispute:
訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴額
The claim for damages
The Amount in Dispute:5,000.000Yen

Date and place for entering appearance**:
出頭の期日及び場所** The 24th day of March,2016 at 10:00 o'clock A.M.
The Civil Court Room No.000 of the Tokyo District Court

~~Court which has given judgment**.~~
~~裁判をした裁判所**~~

~~Date of judgment**.~~
~~裁判の日**~~

~~Time limits stated in the document**.~~
~~文書に定める期間**~~

~~EXTRAJUDICIAL DOCUMENT**~~
~~裁判外の文書**~~

Nature and purpose of the document:
文書の種類及び目的

Time limits stated in the document**:
文書に定める期間**

* If appropriate, identity and address of the person interested in the transmission of the document.

*印の欄には、必要に応じ、文書の転達に関係がある者の表示及びあて先を記入すること。

** Delete if inappropriate.

**印の文目は、不要な場合には削除すること。

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED
文書の要領

Convention on the service abroad of judicial and extrajudicial documents in civil or
commercial matters, signed at The Hague, November 15, 1965.

1965年11月15日にハーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び
裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

(article 5, fourth paragraph)
(第5条第4項)

Name and address of the requesting authority:
囑託当局(裁判官)の表示及び所在地

Particulars of the parties*
当事者の表示*

JUDICIAL DOCUMENT**
裁判上の文書**

Nature and purpose of the document:
文書の種類及び目的

Nature and purpose of the proceedings and, where appropriate, the amount in dispute:
訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴額

Date and place for entering appearance**:
出頭の期日及び場所**

Court which has given judgment**:
裁判をした裁判所**

Date of judgment**:
裁判の日**

Time limits stated in the document**:
文書に定める期間**

EXTRAJUDICIAL DOCUMENT**
裁判外の文書**

Nature and purpose of the document:
文書の種類及び目的

Time limits stated in the document**:
文書に定める期間**

* If appropriate, identity and address of the person interested in the transmission of the document.

*印の欄には、必要に応じ、文書の転達に関係がある者の表示及びあて先を記入すること。

** Delete if inappropriate.

**印の文言は、不要な場合には抹消すること。

要請書（Ⅱ－２）及び文書の要領（Ⅱ－３）の記入要領

- 1 必要事項は、受託国の言語、フランス語又は英語のいずれかにより記入すればよいが、ここでは英語による例を掲げる。

なお、不動文字部分は、原則としてフランス語又は英語によるものとされているため、各庁において保管されている用紙をそのまま利用するのが便宜である（囑託国の言語を併記することはできる。）。

- 2 以下で、英語の記載例に続く（ ）内の日本語はその英語の日本語訳であり、参考までに付記したが、要請書に記入することを要しない。

第１ 要請書

- 1 「要請者（裁判官）の表示及び所在地」

例 Saiban Tarou,

The presiding judge of the 0th Civil Division,

The Tokyo District Court,

1-1-4, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

The Tachikawa Branch of the Tokyo District Court,

The Tokyo Family Court,

The Tokyo Summary Court,

The Tokyo High Court,

- 2 「受託当局（中央当局又は条約第９条第１項の当局）の所在地」

例 U.S. Department of Justice Civil Division Office of International
Judicial Assistance

Benjamin Franklin Station P.O. Box 14360

Washington, D.C. 20004 United States of America

※ 必ず、記載する時点の所在地を確認の上記載する。

- 3 「（名あて人の表示及びあて先）」

受送達者の氏名及び住所を記入する。

- 4 送達方法

選択しない方法を抹消する。

- 5 「書類の表示」

送達すべき文書の表示を記入する。

例 Complaint	(訴状)
Summons	(期日呼出状)
Brief	(準備書面)
Application for examination of evidence	(証拠申出書)
Evidence	(証拠)
Order	(命令)
Ruling	(決定)
Judgment	(判決)
Order of Determination	(審判)
Protocol of concluded conciliation	(調停調書)

6 「(場所)」

嘱託裁判所の所在地である市区町村名を記入する。

例 Chiyoda-ku, Tokyo

7 「(日付)」

要請書を作成した日付を記入する。

例 the 15th day of September, 2015

8 「署名又は公印」

裁判長が日本文字により署名し、ローマ字を付記するとともに職名、部及び裁判所名を記入する。

なお、2通作成する要請書につき、署名部分はどちらも自署（写しでは不可）のこと。

例 裁判太郎

Saiban Tarou

The presiding judge of the 0th Civil Division,

The Tokyo District Court

第2 文書の要領

1 「嘱託当局（裁判官）の表示及び所在地」

第1の1と同じ

2 「当事者の表示」

例 The Plaintiff (原告) : 000000 Co., Ltd.

The Defendant (被 告) : 000000, Inc.

3 「文書の種類及び目的」

第1の5と同じ

4 「訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にはその訴額」

事件名及び金銭給付訴訟についてはその請求額を記入する。

- 例 The claim for divorce (離婚請求)
The claim for acknowledgment (認知請求)
The claim for settlement of credit accounts (売掛代金請求)
The claim for damages (損害賠償請求)
The claim for confirmation of ownership (所有権確認請求)
The claim for a registration of transfer of ownership
(所有権移転登記手続請求)
The appellate case of (.....控訴事件)
The motion for denial of legitimacy (嫡出否認申立)
The Amount in Dispute: 1,000,000 Yen (訴額 1,000,000円)

5 「出頭の期日及び場所」

口頭弁論期日呼出状を送達する場合は、その期日及び法廷を記入する。

- 例 The 24th day of March, 2016
at 10:00 o'clock A.M.; The Civil Court Room No. 000
of the Tokyo District Court

6 「裁判をした裁判所」

裁判書を送達する場合は、その裁判をした裁判所名を記入する。

- 例 The 0th Civil Division of the Tokyo District Court

7 「裁判の日」

裁判書を送達する場合は、その裁判をした年月日を記入する。

8 「文書に定める期間」

裁判書を送達する場合は、不服申立期間を記入する。

- 例 Appeal must be lodged within two weeks from the day
on which the judgment has been served.
(控訴は、この判決書送達の日から2週間以内に行わなければならない。)

送達嘱託記載例Ⅲ－1

○地裁民第○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

在オーストリア共和国日本国大使に対する送達嘱託の依頼
書等の送付について（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお願い計らいください。
なお，送達に要する費用として予納金2万円を○○地方裁判所に保管中です。

記

○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○号損害賠償請求事件

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

在●国日本国大使に対する送達囑託の依頼書等の送付につ
いて（依頼）

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお願い計らいください。

なお、送達に要する費用として予納金●万円を●地方裁判所に保管中です。

記

●地方裁判所平成●年（●）第●号●●●●請求事件

依 頼 書

在オーストリア共和国日本国大使 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇⑥

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 オーストリア共和国ウィーン市〇〇〇〇通り〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

上記の当事者間の平成年〇〇（ワ）第〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国であるオーストリア共和国の指定当局に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

〇〇地方裁判所民事第〇部

2 当事者の氏名及び資格

原告 〇 〇 〇 〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

3 受送達者

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇

住所 オーストリア共和国ウィーン市〇〇通り〇

4 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前１０時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

5 希望する送達方法

民訴条約第３条第２項の受託国の国内法で定める方法

（注）記載事項には、民訴条約の締約国である外国の権限を有する当局の用いる言語（本例ではドイツ語）による訳語を書き添える。

依 頼 書

在●国日本国大使 殿

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

原告 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

被告 ● ● ● ●

上記の当事者間の平成●年（●）第●号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国である●国の指定当局に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

●地方裁判所民事第●部

2 当事者の氏名及び資格

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

3 受送達者

氏名 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

4 送達すべき文書

(1) ●●●●

(2) ●●●●●●●●

5 希望する送達方法

民訴条約第3条第2項の受託国の国内法で定める方法

〔外交上の経路による送達〕送達嘱託記載例Ⅳ

依 頼 書

在ロシア連邦日本国大使 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇—〇—〇

原告 〇〇〇〇株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

住所 ロシア共和国〇〇〇〇〇〇, セントペテルスブルク

被告 〇〇 カンパニー

上記の当事者間の平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国であるロシア連邦の外務省に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

〇〇地方裁判所民事第〇部

2 当事者の氏名及び資格

原告 〇〇〇〇株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

被告 〇〇 カンパニー

3 受送達者

氏名 〇〇 カンパニー

住所 ロシア共和国 〇〇〇〇〇〇 セントペテルスブルク

4 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

5 希望する送達方法

民訴条約第3条第2項の受託国の国内法で定める方法

（注）記載事項には、民訴条約の締約国である外国の権限を有する当局の用いる言語（本例ではロシア語）による訳語を書き添える。

(注) 記載事項には、民訴条約の締約国である外国の権限を有する当局の用いる言語による訳語を書き添える。

依 頼 書

在●国日本国大使 殿

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

原告 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

被告 ● ● ● ●

上記の当事者間の平成●年（●）第●号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国である●国の外務省に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発した当局の表示

●地方裁判所民事第●部

2 当事者の氏名及び資格

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

3 受送達者

氏名 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

4 送達すべき文書

(1) ●●●●

(2) ●●●●●●●●

5 希望する送達方法

民訴条約第3条第2項の受託国の国内法で定める方法

[管轄裁判所送達] 送達嘱託記載例V-1

○地裁民第○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

シンガポール共和国管轄裁判所に対する送達嘱託書等の送付
について（依頼）

当庁平成○○年（ワ）第○○○○号損害賠償請求事件に関する別添の書類を送付
するようお取り計らいください。

なお、送達に要する費用として予納金2万円を○○地方裁判所に保管中です。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国管轄裁判所に対する送達嘱託書等の送付について（依頼）

当庁平成●年（●）第●号●●●●請求事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

なお，送達に要する費用として予納金●万円を●地方裁判所に保管中です。

送 達 嘱 託 書

シンガポール共和国管轄裁判所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 シンガポール共和国〇〇〇〇〇〇 〇

被告 〇〇〇〇・〇〇〇〇

上記の当事者間の平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 〇〇〇〇・〇〇〇〇

住所 シンガポール共和国〇〇〇〇〇〇 〇

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本（訳文付き） 1 通

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前 10 時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状（訳文付き） 1 通

(3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前 10 時の口頭弁論期日呼出状（訳文付き） 1 通

(4) 証拠申請書副本（訳文付き） 1 通

送 達 嘱 託 書

●国管轄裁判所 御中

平成●年●月●●

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●●●

原告 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●●●

被告 ● ● ● ●

上記の当事者間の平成●年（●）第●号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●●●

2 送達すべき文書

(1) ●●●●●（訳文付き） 1 通

(2) ●●●●●（訳文付き） 1 通

(3) ●●●●●（訳文付き） 1 通

○地裁民第○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

シンガポール共和国管轄裁判所に対する送達嘱託に伴う費用
の送金について

(○○月○○日付け民二第○○○○号に対する報告)

下記のとおり送達経費を送金しました。

記

- 1 事件名
○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○○○号損害賠償請求事件
- 2 送付依頼書の日付等
○○月○○日付け民第○○○○号
- 3 送金金額
シンガポール共和国通貨 27 シンガポールドル
- 4 送金年月日
○○月○○日
- 5 送金先
○○銀行○○支店
- 6 送金銀行
○○銀行○○支店
- 7 送金庁
○○地方裁判所

●地裁●第●号
平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国管轄裁判所に対する送達嘱託に伴う費用の送金について

(●月●日付け民二第●号に対する報告)

下記のとおり送達経費を送金しました。

記

1 事件名

●地方裁判所平成●年(●)第●号●●●●●請求事件

2 送付依頼書の日付等

平成●年●月●日付け民第●号

3 送金金額

●国通貨●●

4 送金年月日

平成●年●月●日

5 送金先

●銀行●支店

6 送金銀行

●銀行●支店

7 送金庁

●地方裁判所

[管轄裁判所送達] 送達嘱託記載例VI-1

○地裁民第○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達嘱託書等の送付
について（依頼）

○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○○○号土地抵当権設定登記抹消登記手続
請求事件に関する別添の書類を送付するようお願い計らいください。

なお、送達に要する費用として予納金5万円を○○地方裁判所に保管中です。

●地裁●第●号
平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達嘱託書等の送
付について（依頼）

●地方裁判所平成●年（●）第●号●●●●請求事件に関する別添の書類を送
付するようお取り計らいください。

なお，送達に要する費用として予納金●万円を●地方裁判所に保管中です。

[管轄裁判所送達] 送達嘱託記載例VI-2

送 達 嘱 託 書

ブラジル連邦共和国管轄裁判所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判長 〇 〇 〇 〇④

住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

原告 〇 〇 〇 〇

住所 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市

〇〇〇〇通り〇

被告 〇 〇 〇 〇

上記の当事者間の平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市

〇〇〇〇通り〇

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前10時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

送 達 嘱 託 書

ブラジル連邦共和国管轄裁判所 御中

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判長 ● ● ● ●

住所 ●●●●●●●●

原告 ● ● ● ●

住所 ブラジル連邦共和国●●●●●

被告 ● ● ● ●

上記の当事者間の平成●年（●）第●号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 ● ● ● ●

住所 ブラジル連邦共和国●●●●●

2 送達すべき文書

(1) ●●●

(2) ●●●●●●●

[管轄裁判所送達] 送達嘱託記載例VI-3

最高裁民二第〇〇〇〇号

(訟ろ-15-B)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 ○ ○ ○ ○

印

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達嘱託に伴う翻訳
料について

(〇〇月〇〇日付け民第〇〇〇〇号に対する通知)

貴庁平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号の翻訳料として、在ブラジル連邦共和国日本
国大使館から別添のとおり支払請求がありましたので、アメリカ合衆国通貨150.
00ドルを下記の大使館口座に外貨送金するようお取り計らいください。

なお、送金をした場合には、別添の参考様式に従って、その旨当局にお知らせく
ださい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 名義人 | EMBAIXADA DO JAPAO |
| 2 大使館の所在地 | EMBAIXADA DO JAPAO,
SES AV DAS NACOES QUADRA 811, LOTE 39,
BRASILIA-DF BRASIL |
| 3 銀行名 | 0000 S.A.
(Swift Code:0000)
(IBANコード:0000 0000 0000 0000 0000 0000 0000 0) |
| 4 口座番号 | 0000 00000-0 |

〔管轄裁判所送達〕送達嘱託記載例VI－4

○地裁民第○○○○○号
平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達嘱託に伴う翻訳
料の支払について

(○○月○○日付け民二第○○○○○号に対する報告)

下記のとおり翻訳料を外貨送金しました。

記

- 1 事件名
○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○○○○号土地抵当権設定登記抹消登記手
続請求事件
- 2 送付依頼書の日付け等
○○月○○日付け民第○○○○○号
- 3 送金金額
アメリカ合衆国通貨150,000ドル
- 4 送金年月日
○○月○○日
- 5 送金先
0000 S.A. 在ブラジル連邦共和国日本国大使館口座
- 6 送金銀行
○○銀行○○支店
- 7 送金庁
○○地方裁判所

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

ブラジル連邦共和国管轄裁判所に対する送達囑託に伴う翻訳料の支払について

(●月●日付け民二第●号に対する報告)

下記のとおり翻訳料を外貨送金しました。

記

1 事件名

●地方裁判所平成●年(●)第●号●●●●●請求事件

2 送付依頼書の日付け等

平成●年●月●日付け●第●号

3 送金金額

アメリカ合衆国通貨●●●ドル●●セント

4 送金年月日

平成●年●月●日

5 送金先

Banco Itau S.A.

6 送金銀行

●銀行●支店

7 送金庁

●地方裁判所

事件番号 平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号

平成27年9月15日

〇〇〇〇・〇〇〇〇 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

口頭弁論期日呼出状，答弁書催告状

原告 〇 〇 〇 〇 から訴状が提出されました。

期日は平成28年3月24日午前10時00分と定められましたから，同期日に当
裁判所民事第〇〇〇号法廷（〇階）に出頭して下さい。

なお，訴状を送達しますから，平成28年3月17日までに答弁書を提出して下さい。

答弁書を差し出さず，また期日に出頭しないと，訴状に書いてあることは認めたものとして取り扱われ，欠席のまま裁判されることがあります。

（出頭の際は，この呼出状を法廷に示して下さい。）

裁判所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

Case Number: 0000(Wa)No. 0000

Date: 15th September, 2015

To: 0000 0000

The 0th Department of Civil Division,
0000 District Court

Court Clerk 0000 0000

Summons and Request for Submission of Answer

0000 0000, Plaintiff filed a complaint against you to this Court.

In respect of the above-mentioned case, it was decided that the oral pleading would take place at 10:00 am, 24th March, 2016. You are hereby required to attend at the Civil Court Room No.000(0th floor) of this Court.

In addition, you are required to submit an answer to the complaint attached, in duplicate, by 17th March, 2016.

If you fail to file an answer to the complaint and appear at this court , the judgment in which you would be deemed to have admitted the statement of claim may be taken.

(Please present this Summons to this court when you appear.)

The location of the Court: 0-0 0Chome, 0000, 0000, 0000.

事件番号 平成●●年（●）第●●号

平成●●年●月●●日

● ● ● ● 殿

●●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

口頭弁論期日呼出状，答弁書催告状

原告 ● ● ● ● から訴状が提出されました。

期日は平成●●年●●月●●日午前●●時●●分と定められましたから，同期日に当裁判所民事第●●●号法廷（●階）に出頭して下さい。

なお，訴状を送達しますから，●●月●●日までに答弁書を提出して下さい。

答弁書を差し出さず，また期日に出頭しないと，訴状に書いてあることは認めたものとして取り扱われ，欠席のまま裁判されることがあります。

（出頭の際は，この呼出状を法廷に示して下さい。）

裁判所の所在地

●●●●●●●●

Case Number: 0000(00)No. 00

Date: 00th 0000, 0000

To: 0000 0000

The 0st Department of Civil Division,
0000 District Court

Court Clerk 0000 0000

Summons and Request for Submission of Answer

0000 0000, Plaintiff filed a complaint against you to this Court.

In respect of the above-mentioned case, it was decided that the oral pleading would take place at 00:00 am, 00th 0000, 0000. You are hereby required to attend at the Civil Court Room No.000(0th floor) of this Court .

In addition, you are required to submit an answer to the complaint attached, in duplicate, by 00th 0000, 0000.

If you fail to file an answer to the complaint and appear at this court , the judgment in which you would be deemed to have admitted the statement of claim may be taken.

(Please present this Summons to this court when you appear.)

The location of the Court: 000000000000.